

# 国際人権レジーム

ジャック・ドネリー

梅田徹・訳

## 目次

- 一、国際レジーム
- 二、国際レジームの類型
- 三、国際人権レジーム
- 四、国際人権レジームの政治的基盤
- 五、地域的人権レジームおよび単一問題人権レジーム
- 六、レジームの創設と成長
- 七、レジーム分析の有用性

国際レジームは、国際関係、特に国際組織と政治経済の研究分野で今はやりの「ホットな」トピックである。<sup>(1)</sup> たいていの議論はレジーム分析を経済問題に限っているが、私は、経済以外のコンテクストの中で国際レジームの概念の有用性を示すために、国際人権の問題を吟味しようと思う。<sup>(2)</sup> そのほか、国際人権レジームの創設、発展、現状を概観し、予備的な分析を行うつもりである。

## 一、国際レジーム

「国際レジームとは、所与の問題領域において行動主体の期待が収斂するところの、原則、規範、規則、意思決定手続きである。」<sup>(3)</sup> ステファン・D・クラスナーが提起したこの「標準的な」定義は、語法として確実に定着

してきている。

政治の領域では、「レジーム」——「政治の流儀、方法ないしはシステム、または、広範な影響力のある広く行き渡ったシステムないし制度」(OED)——は、語源がフランス語であることからフランス語では一般的に使われており、また、英語でも一般的な言葉になっている。起源は、「規則、指針、支配、命令」を意味するラテン語regimenであり、この中核的意味はいまでも維持されている。

フランス語のrégimeには、あるまとまった法規則ないし規制（もっぱらというわけではないが、最も一般的には、夫婦間の財産に関する規則）の意味も含まれる。たとえば、半世紀前米国とカナダが仲裁裁判に付託したトレイル熔鉱所事件における中心的な問題は、加害者である熔鉱所から出た有害な煤煙の排出を規制するための「レジーム」、すなわち、まとまつた原則、規則、手続きを確立することであった。最近終結した海洋法会議でも、この概念は頻繁に使われた。イラン人質事件判決の中で、国際司法裁判所は、「国内法の諸規則は、つまるところ、自己充足的なレジームを構成する」と判示した。最近よく使われるようになつた国際レジームという考えは、そうした語法の延長とみることができる。<sup>(4)</sup>

しかしながら、現代英語では、「レジーム」は多少軽蔑的な意味合いで使われ、政府（特に外国政府）または社会システムを意味することが多い。国際関係においては軽蔑的な意味合いで用いられることは少ないとしても、少なくともある批評家は、この語が誤って適用されると指摘している。<sup>(5)</sup>しかし、そのような語法は、国内政治と国際政治との間ににある周知の構造的な違いを反映しているにすぎない。

国内政治秩序は、通常、当然のものと考えられているために、特定の国内システムについての道義的またはイデオロギー的評価は一般的であり、おそらく有益であろう。「レジーム」は社会システム、政治システムの全体を

意味する。だから、そつした文脈で使われれば、当然のものとして映る。卸売りの値踏みはたいてい否定的になりがちである——自分自身の欠点や友人や同僚の欠点は、後に修正されるという前提で指摘することが多い。軽蔑的な語法が幅を効かせることになるのは、そのためである。しかしながら、国内社会でも新しい「革命的レジーム」を礼賛するように、「レジーム」は肯定的なコンテクストの中でも使える。

反対に、国際政治では、アナーキーが常態である。国際レジーム——問題領域を支配する原則、規範、規則、意志決定手続き——は、「秩序」、すなわちアナーキーにもかかわらず構造化された規則性の諸要素を提示する一つの方法である。アナーキーの海に浮かぶ秩序の島々は相対的に希薄であり、高く評価される。そして、このことが、国際環境における「レジーム」の一般に中立的（すなわち肯定的）な意味を説明する。

どのような形態の国際秩序がレジームとして考慮するに値するのか。クラスナーは次の三つを区別している。<sup>(6)</sup>「構造主義者」（たとえば、現実主義者と若干のネオマルクス主義者）は、権力を国際行動の唯一貫した重要な根本原因とみなし、レジームを、現実的であるが、単なる付帯現象ととらえている。<sup>(7)</sup>「あらゆる政治システムには、対応するレジームがある」。識別できる程度にパターン化された行動があるようなあらゆる実質的な問題領域にレジームが存在する。<sup>(8)</sup>「修正構造主義者」あるいはネオリアリストは、両者の中間的立場（妥協的立場ではない）を探る。<sup>(9)</sup>

ネオリアリストにとっては、レジームは現代国際政治の重要な局面であるが、すべての規則性がレジームから生起するわけではない。国際レジームは、国家行動が調和しない場合のコストを回避すべく、国家間の相互交流を規制するための規範や手続きについて諸国が合意することができると限つて存在する。そのような合意は、複数の相互交流チャネルがあり、明白な階層化された問題が存在せず、おおかたの問題領域において强国がめつ

たに武力を使用しないような複雑な相互依存環境の中で達成されやすい。<sup>(10)</sup>

構造主義者がレジームを退けること——人権（および経済学以外の他の問題領域）にとってレジーム分析がヒューリスティックで有用なものであるということを示すことは、構造主義者の見方を不利にするから無理もないが——は、本稿の範囲を優に越えるような大きな経験上の疑問を提起する。しかしながら、「グローチウス学派」とネオリアリストの見方の相違は、概念上かなり重要である。

グローチウス学派にとっては、「レジーム」は「問題領域」あるいは「政治サブシステム」以上のものを意味しない。けだし、認識できる問題が単に存在するだけで、「識別しうる程度にパターン化された行動」が保証されるからである。これでは、有用な語が無駄にされ、すでに過剰なほど蓄積したわれわれの専門用語がふえるだけである。さらに、重大なことに、グローチウス学派の「レジーム」の「規則」は、明白な行動上の規則性について、外部の観察者が描写する以上のものを必要としていないがゆえに、必然的な説明的価値しか有しない。

これに対してネオリアリストのレジームでは、行為主体が正当なものとして受容した規範と手続きに自らの行動を（少なくとも部分的に）一致させる場合に限って規則性が現れる。レジーム規範や手続きが少なくとも部分的に行動を規律するような問題領域に限定されるため、レジームは、因果変数になる。少なくとも、権力や国益のようないくつかの構造の奥深くに潜む力と国家行動との間に介入する変数になる。

それゆえ、私は、「国際レジーム」を「国際行動主体が、ある問題領域を規制するために受け入れた規範、意思決定手続き」として定義したい。<sup>(11)</sup> 国家（および他の関連行動主体）は、一定の規範的または手続き的制約を正當なもの、したがって、「元の」国家主権を部分的に国際的権威に置き換わるものとして受け入れる。このように主権は国際社会を秩序づける中核原理であるにもかかわらず、レジームは、国際的無秩序状態のコストを少なくす

ることと引き替えに、ある問題領域における国家主権の限定的な放棄を要求するのである。

## 二、国際レジームの類型

しかしながら、国際レジームは有か無かといった単純な問題ではない。権威の移譲は様々な形をとりうるし、その意義も多様であります。図1は、レジームの大まかな類型である。

レジーム規範、基準、あるいは規則は、純粹に国際的なものから純粹に国内的なものまであります。大きく分けて、次のよいうな四つのタイプがある。<sup>(12)</sup>

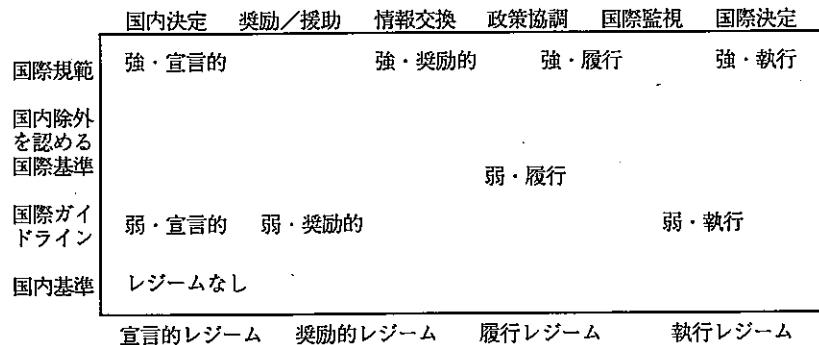
・権威的な国際規範：諸国に一般的に受け入れられた拘束力のある国際的基準。

・拘束除外の自己選択を許容する国際的基準：個々の国家が、部分的に「拘束されないことを選択する」ことが許される、一般的に拘束力をもつた規則（たとえば、国家は条約を批准せずにおくこともできるし、あるいは留保付きで批准することもできる）。

・国際的なガイドライン：拘束力はないにもかかわらず、広く諸国に支持されている国際的基準。ガイドラインには、強力で明示的で詳細に

国際人権レジーム

図1. 国際レジームの諸類型



わたらるものから、集団の願望を漠然と表明したものまである。

・国内的基準・国際的な実体規範がないもの。<sup>(13)</sup>

国際意思決定行為については三つの型が識別できる。すなわち、国際規範を執行するもの、国際規範を履行するもの、それらの受容または執行を奨励するもの、の三つである。そして、少なくとも次の六つのレジーム意思決定手続きの重要な型を区別すべきである。

・有権的な国際意思決定・一般的に実効的な執行権力を含む、制度化された拘束的な意思決定。

・国際監視・国家実行についての公式の国際的な審査であるが、権威的な執行手続きはない。監視活動は監視の主体に認められている、独立の調査を実施し国際規範の順守について判断する権限の観点からさらに分類することができる。

・国際政策協調・国内政治のより大きな協調を達成するために国際的なフォーラムを規則的、目的的に使用すること。

・国際情報交換・レジーム規範に関する自国の実行を他国に知らせるために国際的なチャネルを義務的、あるいは強力な要請の下で使用すること。<sup>(14)</sup>

・国際奨励ないし援助・国際規範の国内的履行を国際組織を通じて奨励ないし援助すること。

・国内意思決定・当該問題領域の意思決定において国家主権が完全に優位すること。

国際執行活動は、国際意思決定および強力な国際監視に関わる。国際履行活動には、弱い監視手続き、政策協調、それに何らかの形の情報交換が含まれる。奨励活動は、国際情報交換、奨励化、援助に関わる。また、おそらく国際的なガイドラインの弱い監視にも関係がある。

これらのカテゴリーは、レジームにもあてはまる。したがって、レジームは、奨励的レジーム、履行レジーム、執行レジームの三つに分類できる（それぞれのカテゴリーは、相対的に「強い」または「弱い」と表わす）ことができる）。最後に、宣言的レジームは、国際規範に関わるが、（規範創設の場合を除いて）国際意思決定では存在しない。

レジームの「強度」は、おおよそ、その規範および手続きの「範囲」によって高めることができる。つまり図1で左下隅から上に上がるにつれて、強度は高まる。しかし、文書による形式的手手続きは、レジームの強度にとって重要性は少ないが、諸国が実際にレジームを受容している現実、およびレジームが整合的である現実——つまり、諸国が実際に、コミットした規範と手続きを遵守し、利用する程度（範囲）、および、そのレジームの部分部分が、スムーズに機能する全体としてまとまって機能する程度（範囲）——のはうが、はるかに重要である。受容の概念が単純で明白なのに対し、整合性については、少なくとも三つの重要な次元がある。規範不整合は、個々の規範の間に整合性がないこと（全く両立しないか、あるいは一貫性のない解釈を生み出すくらいに曖昧なこと）から生じるか、あるいは、規範の全体構造における重要な「論理的」ギャップ、特に、他の規範を事实上無効にする「ぬけ穴」から生じる。手続き不整合は、一貫性を欠いた不完全な意思決定手続きや構造から生じる。三つの広義の意味における不整合は、規範と手続きとの間の「不一致」から発生する。これがため、確立された意思決定の手続きを使って、実体規範が骨ぬきにされることがある。

不整合は知らず知らずのうちに起こる場合もあるが、計画的に作られることが往々にしてある。利害の対立が解消されていないのに外交的に条約を締結してしまうなどに起こる。また、あるレジームに参加する必要を感じる国の標準的な戦略として、正式に合意した規範や手続きを受容しない場合がある。これは弱いレジームの

場合に限られる。したがって、レジームの性質と力は、条約と基本的構造の分析だけでは理解できない。諸国（およびその他の関連行為主体）が、公式に規定された規範および手続きの範囲内で、どのように運用しているかを調べなければならない。レジームについての現実的な規範と手続きは、参加国の実行から起る。条約に規定されたことと全く関係のない実行はめったにないけれども、規定通りでない実行はしばしば行われている。

### 三、国際人権レジーム

人権問題は、今日、二国間の外交交渉や様々な多国間会議などで定期的に取り組まれている。本節以降において、私は、「普遍的な」国連中心のレジーム——以下、「国際人権レジーム」と呼ぶことにする——に限って考察しようと思う。地域的レジームおよび単一問題レジームについては、第五節で論じる。人権以外のフォーラムにおける二国間政策および人権政策（たとえば、開発銀行）は、筆者の考察範囲を越えたテーマである。図2は、人権に関する国連の主要な機関およびその機能について、先の類型を用いて描いた図式である。

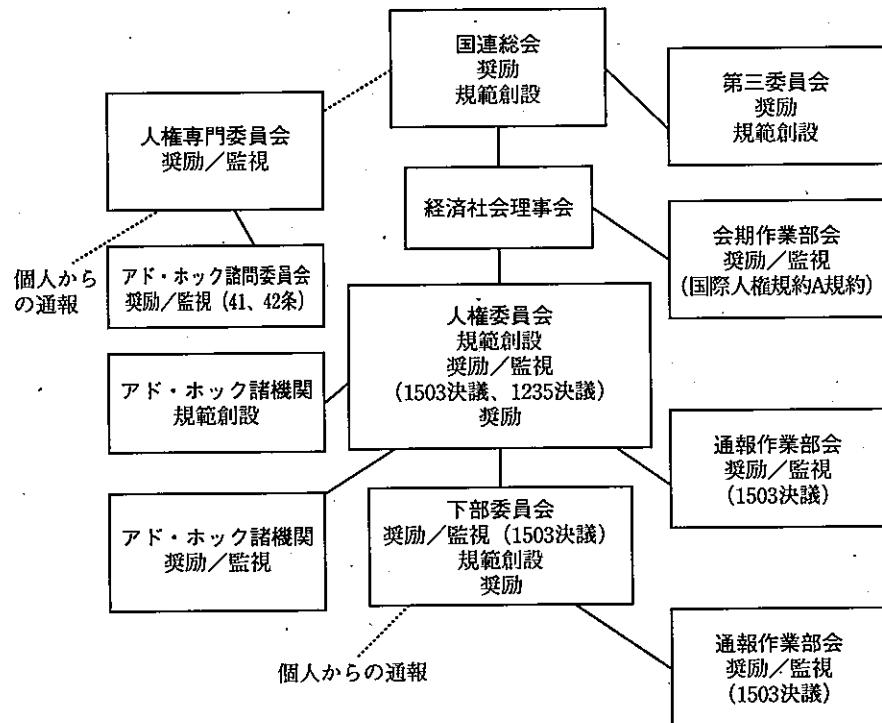
#### レジーム規範

国際人権レジームの規範について述べた最も重要な文書は、一九四八年一二月一〇日に国連総会によって採択された「世界人権宣言」<sup>(15)</sup>、ならびに、一九六六年に署名と批准のために開放され、一九七六年に発効した「国際人権規約」である。世界人権宣言——レジーム規範について述べられたもののうちで、最も知られ、最も一般的で、最も広く受け入れられているもの——の中で宣言された権利は、通常、市民的・政治的権利、および、経済的・社会的・文化的権利に分けられるが、もっと有益で正確な分類も可能である。

- (1) 人格的権利（生命の権利を含む）、国籍、法の下で人として認められる権利、残虐、非人道的または屈辱的な待遇なしし刑罰からの保護、人種、民族、性、あるいは宗教的な差別からの保護（二二条—七条、一五一条）
  - (2) 法的権利（基本的な権利侵害に対する救済を求める権利を含む）、無罪の推定、公正で公平な公開裁判の保証、事後法の禁止、恣意的な逮捕、拘禁、または追放、ならびに、家族、家庭、または名誉に対する干渉からの保護（八条—一二条）
  - (3) 市民的自由、特に思想、良心、宗教の自由、表現の自由、移動および居住の自由、平和的集会および結社の自由（二三条、一八一—一〇条）
  - (4) 生存権、特に食物に対する権利、および自身と家族の健康と福祉にふさわしい生活水準の権利（二五一条）
  - (5) 経済的権利、主に、労働、休息、余暇、社会保障の権利を含む（二二条—一四条）
  - (6) 社会的、文化的権利、特に教育の権利、社会の文化的生活に参加する権利（二六条、二七条）
  - (7) 政治的権利、主に、政府に参加する権利、平等な普通選挙権が与えられた真正の定期選挙に対する権利（二二条）、多くの市民的自由の政治的側面
- 二つの国際人権規約、および、ジェノサイド、女性の政治的権利、人種差別、拷問などに関する様々な單一問題条約や宣言の中では、このリスト以上にさらに細かく規定されている。比較的新しいこれらの文書では、世界人権宣言から乖離することもある——たとえば、国際人権規約は人民の自決の権利を明示的に加える一方で、財産権については規定していない——けれども、大かたの部分、国際人権規約は、世界人権宣言の中で宣言された

## 国際人権レジーム

図2 國際（国連）人権レジームの主要機関



(注) 本節で触れる主要機関のすべて、およびその主要な機能がこの図に示されている。権威と従属の「組織的な」関係に従つて並べられたものである。最も注意すべき重要な点は、各機関に割り当てられた

四角の大きさである。これは、レジームの全体的重要性を表している。イタリックで示された機能は、その領域における該機関の特に重要な役割を指す。

しかしながら、このレジームは、権威的な国際基準設定または国際規範の創設に近接している。諸国は、人権規範を創設し具体化するため、国連、特に人権委員会を利用する姿勢を見せており、その利用を強く希望しており、その結果成立した宣言および規約は、普通、広く受け入れられている。これらの規範は、国内問題への適用除外の自己選択を許容している——宣言が厳格に拘束力を有しないのに対し、条約上の義務は、自発的に受け入れられなければならない

権利をいつそう詳しく、いつそう拡大して規定している。それゆえ、この場合、レジーム規範は非常に整合的であるということができる。さらに、これらの権利は、自由に拾って選択できるようなメニューではなく、相互依存的、共同作用的保証システムを形成している。<sup>(18)</sup>

世界人権宣言と国際人権規範の規範を国際規範として語る（また、ある意味においては扱う）ことが、諸国標準的実行となっている（もつとも限定的な拘束除外の自己選択は認められている）。これらの規範遵守を公言し、従わない国を非難するというのが現代国際政治の特徴である。国内での実行は、国際的な公言内容にはとても届かないのが常であるけれども、これらの権利は、多かれ少なかれ拘束的な国際的基準として広くみなされている。しかしながら、各国は、国内レベルでこれらの規範を履行することについて、ほとんど完全な自主性を保持している。レジーム規範は完全に国際化されているにもかかわらず、意思決定の大部分は国内で行われているのである。

### 意思決定の手続き

現代の国際人権レジームの中核的手続き原則は、人権問題についての国内管轄権である。世界人権宣言は、権威あるものとして広く受け入れられているが、明らかに、「達成すべき基準のうちの一つ」であり、各国は、その達成の適正さを決定する完全な主権的自主性を保持している。規約は、厳格な法的義務を課しているが、規約の締約国となることによってそれらを自発的に受け入れる国（現在のところ、約半数）についてのみ適用される。さらに、後に見るよう、国内における履行状況のうち、国際監視の下にあるのは、ごくわずかな程度でしかない。

いが、留保付で受け入れることもある——そして、コンセンサスを基礎とする交渉では、大国に拒否権が認められているため、新しい条約の作成が限定される。にもかかわらず、規範創設は、大部分、国際化されており、国際的な人権規範の範囲、具体性、受容は、増大し続けている。

国際規範の国内的履行を奨励する際、諸国が国際的な役割を引き受けてきていることも重要である。たとえば、国連は定期的に、諸国に対して、国際人権規約の批准のほか、他の国際文書の遵守を奨励しているし、国連人権センターおよび他の機関も、様々な情報活動、教育活動、公的活動、さらには、セミナー、協会、協議会などの諮問活動を行っている。後に見るよう、人権委員会の最も重要な任務は、ほとんどが人権奨励に関するものである。二国間であれ、多国間であれ、第一世界、第二世界、第三世界のいずれを問わず、国の外交政策は、常に、国際人権基準の国内的履行を奨励する努力に関わっている。

しかし、国家主権は、広く、声高に叫ばれ、普通は、それが通ってしまう。そのため、国家主権は、特定の国の実行に対して発せられた一般的勧告から、意見、強い勧告に至るまでのあらゆる努力に対峙するものとなり、ここに人権レジームは決定的な弱さを露呈する。その規範が強い——つまり、整合性があり、広く受け入れられている——ため、国際人権レジームの全体的な強度は、その意思決定手続きにかかる。しかし、規範創設、奨励、情報交換より進んだ手続きは、ほとんど存在していない。世界人権宣言は、比較的強い宣言的レジームを確立したが、以来四〇年余りで、そのレジームは成長はしたものの、原初的な、主に奨励的な手続きが作られてきたにすぎない。

### 人権専門委員会

一九六六年の「市民的および政治的権利に関する国際規約」の締約国は、「この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束」している。これらの報告は、独立した一八人の専門家からなる人権専門委員会によつて審議される。

報告を審議する際の委員会の実行は、委員会が自己の権限を狭く解釈していることを反映している。<sup>(1)</sup>すなわち、委員会は、個々の国家の遵守または違反について公式に評価を下したり、それについてコメントしたりしない。そして、報告についての委員会の「調査」は各委員による個別の検討、ならびに、国家代表の公開尋問——これが最も重要である——に限定されている。

国家の実行について実施される調査は、過度に軽視すべきではない。公開の場で行われる尋問は、徹底したものになることが多い。委員会は、国連の一機関にしては珍しく、イデオロギー上の偏向がない。国家代表は、質問にはよく答える。少なくとも、外交的な基準からすれば、この尋問は、過度に懲懟なものでも形式だけのものでもない。手続きは、時として国内法の部分的改正を誘発したことさえある。また、なかには、国内法、国内政策、国内における実行を、眞の意味で、審議し調査する機会として委員会を利用したいと考えている国も「三ある。

それゆえ、国家報告手続きには、かなり広く受け入れられた奨励機能があるといえる。しかし、それは、せいぜい情報交換と、監視機能のうちのごく一部に関わっているだけである。また、情報交換の手続きにも重要な欠陥がある。

多くの国の報告は、詳細で有意な情報を持たないが、茶番劇じみた報告もある。たとえば、これまで、多くの東欧諸国は、国際人権規約が批准される前に、列挙されたすべての権利が完全に履行されていると報告しているだけである。主に、国内憲法と法令からの抜粋から構成されている報告が多い。核心的な部分を回避している報告もかなりの数にのぼる。<sup>(22)</sup> 委員会は、よりよい情報を獲得しようと努力し、中には、成功したケースもあつた。しかし、最終的に、委員会は、この非常に弱い国家報告制度の形式的な遵守以上のことを強制するには無力である。ザイールの報告の例（一九七八年に提出されたが、一九八五年の時点でも提出されない）が示すように、この報告制度の形式的遵守でさえ常に確保されるわけではない。最後に、国家報告手続きは国際人権規約の締約国（一九八五年半ばで八〇か国を数える）にしか適用されない。

慎重な楽観主義が適切であるような一つの領域は、国際人権規約の選択議定書の下で委員会が個人の申立てについて考慮するという点——「申し立ての調査にとって国連システムの中では最善の手続き」——である。<sup>(23)</sup> 遵守か否かの決定は、個々のケースでなされる。委員会には、少なくとも、適度に強力な国際監視権限を与えていた。もつとも、国際履行は依然、不可能である。

一九八四年半ばまでの最初の七年間の活動の中で、委員会は選択議定書の一七の締約国に関して一七四件の通報を受けている。うち七五件が受理不可能、却下、中止、撤回が宣言され、四四件が依然審議中であつたが、およそ三分の一近くのケースで委員会が意見を表明している。つまり、事件の本案について実質的な決定を下しているのである。これら五五の決定のうち三三は、ウルグアイ一国に関わるものであつたが、その手続きは比較的オーブンで高度に独立的であり、比較的強力でもあった。選択議定書は国際監視についての国家実行を変えた、少なくとも一、三の例——数は少ないけれども真正の例——を提供している。

しかし、一九八五年半ばまでに選択議定書を受け入れている国は二五しかない。<sup>(24)</sup> つまり、人格的、法的、市民的、政治的権利の国際監視というこの小さな要素は、世界の国々の五分の一しかカバーしていないのである。当然ながら、これらの諸国の中には、主な人権侵害国はほとんど含まれていない。その結果、最も必要性の薄いところに比較的強力な手続きが適用されることになる。残念なことではあるが、参加が全く自発性にまかされていり以上、予想された結果である。<sup>(25)</sup>

### 人権委員会

規範創設において人権委員会が中心的役割を果たすことについてはすでに指摘したが、この委員会には、奨励機能と監視機能がある。委員会の強力な権限は経済社会理事会の決議一五〇三(XLVIII)(1970)に基づいている。この決議は、「人権の継続一貫した大規模重大侵害にあたると思われる」通報（苦情）を調査する権限を与えた。<sup>(26)</sup> しかしながら、委員会は、独立の専門家からなる機関ではなく、国家代表からなる機関である。委員会のほとんどのメンバー（たとえば、国連総会の第三委員会と比べて）には比較的イデオロギー上の偏向はないが、依然、政府の指示を受けた代表である。許容性についての厳格な基準があるために、審議されたケースは限られている（もつとも、非政府組織からの二次的な情報や通報でも、許容されるものがある）。また、個人からの通報もあるが、「一五〇三手続き」は大規模重大な事態のみを扱う。特定の違反に対しても救済することはもちろん、調査する手続きもない。

いま一つの大きな障害は、手続きが終結するまで、手続き全体が非公開であることである。秘密主義は、諸国との協力を奨励することがあるにしても、手続きのプロセスを大幅に遅らせ、違反を暴き注意を喚起することにお

いて果すべき委員会の積極的な役割を大きく排除してしまう。委員会は、調査された国のプラックリストを公表することで秘密主義の非難の一部を逃れてきた。一九七八年から一九八四年までの間に二八か国が調査の対象となつた。<sup>(25)</sup> そこから来る国際的な評判の悪さは（いかにわずかなものだとしても）完全に無視しうるものではないが、われわれはそのような巧妙さを推奨すべきだろうか、それとも、そつしたものに訴えざるをえないことを喫くべきであろうか。

最後に、委員会は、問題となつてゐる国家の同意と協力をもつて、状況調査のための小委員会を任命できる。そのような調査はこれまで行われたことがない。赤道ギニアのケースにおいて、一九七九年、委員会は、特別報告者による公式調査を実施する、手続き上制約の少ない過程を選んだ。一九八〇年には、委員会は、マラウイにおけるエホバの証人の待遇について、マラウイではすべての人権が尊重されているという希望を表明しただけの決議を採択して、審議——関係者が協力しないために遅れていた——を終了した。一九八四年には、事務総長とハイチとの間における協議の継続が公式決議で要求された。また、一九八五年には、ウルグアイに関する文書が、ウルグアイ政府の同意の下、公の調査に開放された。<sup>(26)</sup> しかし、これらの限られた成功例を除けば、「一五〇三手続き」の公開された部分は明白なインパクトをもたなかつた。もつとも、非公開手続きが、政策に少なくともわずかな影響力を与えたケースもあつたことは確かである。

それゆえ、「一五〇三手続き」は、実際は、非常に散発的で限定的な監視を含む人権奨励措置である。人権問題が扱いにくい微妙な問題である以上、これでも実際的な価値があるのであろう。にもかかわらず、その弱さは歴然としている。

委員会の他の活動についても同じことが言える。たとえば、「差別の防止および少数者保護小委員会」の公式の

会議における毎年の議論、経済社会理事会の一・二・三・五決議の権威の下における委員会自身の公式の議論、様々なアドホックな手続きは、人権問題についての一般の理解を深め、国際世論を特定の違反（たとえば、人種差別、拷問）や、少なくとも二、三の国（たとえば、チリ）におけるその状況に集中させるのに役立つた。事務局と同様に、委員会も、多様な公式の情報活動を行い、人権の分野における諮問サービスの利用を調整し、奨励している。<sup>(27)</sup> しかし、国際履行および執行の領域においては、実質的には何も達成されていない。

委員会の一つの現実的な利点は、ある特定の条約の締約国だけでなく、すべての国の状況を調べることができるということである。このように、委員会は、多くの点で、国際人権レジームの手続きの中核となつてゐる。

#### 四、国際人権レジームの政治的基盤

国際人権レジームは、広く受け入れられた実体的規範、かなりの程度国際化された基準設定手続き、および、若干の全般的な奨励活動からなる、比較的強い奨励的レジームであるが、その国際履行に関しては非常に限られていて、情報交換の域を出ること、国際規範の国内的履行について自発的に受け入れられた国際的支援の域を出ることは、ほとんどない。国際強制力はまったくない。しかしながら、規範的な強さと手続き的な弱さは、意識的な政治決定の結果である。

レジームといふものは、適正に規制されないか、あるいは十分に調整されない国家行動から生じる諸問題を克服するための政治的創造物である。ロバート・O・コヘインは、有用な市場アナロジーを提供している。すなわち、十分な国際的な「需要」が、国際的な規範と意思決定手続きを「供給」する意思と能力のある国家（または国家群）によって満たされたときに、レジームが生じるというのである。国際レジームの形態と強度は、どの国

がそのレジームを求める、どの国が反対しているかということ、さらには、当事国の対立する目的、利益、能力がなぜ、またいかにして解決されてきたかとの反映である。クラスナーが述べているように、それぞれの問題領域には、（潜在的な）国際レジームの創設者、壊し屋、参加者がいる。<sup>(30)</sup> レジームの構造を理解するには、われわれは、どの国がどの役割を果たし、いつ、どのような理由で、どのような合意を結んだのかを知つていなければならない。この節では、上に述べた国際人権レジームに至つた供給と需要の相互作用を調べることにしよう。

第一次世界大戦前は、人権はほとんど普遍的に国家の排他的留保事項とみなされていた。文明化された行動の最低基準への言及がしばしばなされたにもかかわらず、弱い宣言的な国際人権レジームさえ存在しなかつた。戦間期には、国際労働機関が労働者の権利の領域でささやかな努力をしたが、機能的には労働者階級の権利に限定され、その働きは、主に先進自由資本主義諸国にとっての関心事であった。<sup>(31)</sup> 國際連盟の少数者保護制度——この時期における、その他の唯一の重要な国際人権活動であった——は、单一の階級の権利に限定されていましたが、ほんどの部分で第一次世界大戦における敗戦国および戦後独立した諸国をカバーしていたにすぎなかつた。これらの少数の例外を除いて、五〇年前まで人権は正当な国際的関心事であると考えられたことさえなかつた。

第一次世界大戦は決定的な変化を記した。<sup>(32)</sup> ドイツの敗北は現代の国際人権レジームの先駆けとなつた。「ナチ」という言葉の中に要約されるよつになつた人権蹂躪に対する反感は、短期間の熱狂的な国際的行動を引き起こし、一九四八年の世界人権宣言の採択において頂点に達した。

ヒットラーの行動は国際社会の良心を刺激したにもかかわらず、それらは、明らかに、明示的な国際規範に違反してはいなかつた。たとえば、ニュルンベルクにおいてなされた人道に対する罪に対する本質的な非難は、権

威的な国際法的基盤を欠いていた。そつした環境の中で、基本的権利の大量で持続的かつ計画的な違反に対する国際原則——具体的には、世界人権宣言（それにつづいて、翌年、ジェノサイド条約が採択された。この条約が、ヒットラーからの直接の遺産であることはより明白である）——について一般的な合意に達することは比較的容易であつた。

この道義的な「需要」が、物質的な国益が一般的に蔓延しているような世界に、このような宣言的レジームを生み出したことは、驚くべきことである。しかしながら、戦後数年間は、国際人権レジームに意欲的で能力のある創設者や多数の参加者がいて、重要な壊し屋はいなかつた。国際人権レジームの道義的、感情的需要は、比較的深く流れていったように思われる。重要な国家指導者においても同様であった。米国を含むいくつかの諸国から強力な支持が寄せられ、世界人権宣言にも、後の国際人権規約にも真剣に反対する国はなかつた。また、一方では、これに対抗する関心も利害もいまだ現れてきてはなかつた。

冷笑家は次のように言うかもしれない。すなわち、これら戦後の「成功」は国際的な規制が非常に少なかつたことに加え、宣言的レジームのコストが非常に低かつたことを反映しているにすぎない。世界人権宣言の下での意思決定は完全に国内的なものに止まつてしまつたし、一五〇三決議までにもう一二〇年、国際人権規約の原初的な奨励・監視手続きが発効するまでには、もう二〇年近くかかるのであつた。しかし、戦前には、宣言的レジームといったものでもほとんど考えらなかつた。人権問題は、一九四〇年代に初めて国際的な問題領域として承認されたのである。

しかしながら、宣言的レジームを越えて進むことは困難であつた。すでに見てきたように、手続き上の革新はわずかなものであつた。実体規範の法的精緻化でさえ、ゆっくりした骨の折れるものであつた。たとえば、宣言

から拷問を禁止する条約まで移るのに九年かかった。宗教の自由に関する、より強力でより厳密な規範づくりは今や三〇年目に入っている。レジームの相対的持続性——冷笑家や満されない楽天家は、これをスタグネーション（停滞）と呼びそなうのだが——において需要の衰えが最もはつきりしている。

国際人権レジームが戦後の挫折、自責心、不安から生じた程度——おそらくかなりの程度——において、世界人権宣言の保護（「供給」）は、ジエノサイド条約の採択とあいまって、需要を満たしたように思われる。それはヒットラーと戦争の恐怖に対する感情的な反発に基づいていた程度——これもまたかなりの程度——において、悲しいかな、しかし予想されたように、時間が経つとこの感情は弱まった。また、諸国の表面的な口約束にすぎなかつたことだけでなく、特定国の権利についての現実の不一致が露呈され、熱狂的感情がさらに衰える原因となつた。冷戦が加熱すると、他の問題へ移ろうとする欲求が強まつたばかりでなく、東西の対立そのものが、やがて人権の議論に感染し、それを歪めるようになつた。

しかしながら、最も重要な問題は、より強力な国際人権レジームは、それを供給する意思と能力のある国家または国家群の物質的関心に基づいてはいないという事実であった。現在でもそうである。遵守を強制しうる権力が存在しないところでは、諸国は、多かれ少なかれ、自發的に国際レジームへ参加するし、国際レジームへのコミットを増大させる。異常な状況を除けば、諸国は国際的な相互依存という環境の中で国家目標を達成するため、現存する国際問題によって引き起こされた国家問題について述べるために、国際レジームに参加する。

諸国が個々の国家行為の範囲を越えて重大な利益を獲得しようとして、あるいは、大きな負担を回避しようとしてはじめて主権を譲渡する。理論も諸国の実行も、このことを示している。さらに、主権を譲渡することは、主権の大権的機能に異常なほどの警戒心を抱く国にとっては「安全」に見えるにちがいない。より強力な国際人

権レジームでは、それ以外の方法では達成できない国益を獲得する確実な見込みはない。

人権のような道徳的利益は、物質的利益と同様、「現実的」ではないかもしれない。しかしながら、道徳的利益は実体が少なく、それに、政策は、善かれ悪しかれ、比較的実体のある国家目標に対する反応として決定される傾向にある。強力な国内のアクターの主要な政治的関心事になりそつもない道徳的利益は、政策決定過程のどさくさにいともたやすく紛れこんでしまう。道徳的利益は、政治的な操作の影響を受けやすい。けだし、道徳的利益は通常、曖昧に表現されており、そつした利益がうまく実現されたかどうかを決定する基準は著しく漠然としているからである。そして、人権侵害の主張は、善し悪しは別として、通常、誤った道徳主義であるという政治的に強力な非難に直面する。

そのうえ、人権の実施はきわめてセンシティブな問題であるがゆえ、大多数の諸国は人権問題に強い脅威を感じている。国内での人権の実施は、これを完全な国際調査の対象とする場合には、かなり当惑する問題となろう。また、多数の国において国際的な人権基準が遵守されるなら、政権を担当している人々の追放を意味するであろう。

加えて、そしておそらく一番重要なこととして、人権は究極的には、国際的な問題ではなく、国内的な問題である。国家は人権の侵害者であり、そのレジーム規範に支配された主要なアクターである。国際的人権は、第一義的には、政府が自国民をどう扱うかに関わる。この状況は、現代国際政治の基本構造から生じている。政府がグローバルではなく、ナショナルであるような国際システムにおいては、人権は、定義上、主として国内問題である。レジーム規範が純粹に国内的に実施されるものであること、政策協調手続きと原初的な国際執行機構が存していなければ、この点を反映している。

人権は、また、実践的な政治行動の観点から見ても国内問題である。人権の尊重は、政府にとつては非常に都合が悪い。最善の環境があつたとしてもそつである。また、政権担当者の動機が純粋でなければ、それだけ人権も厄介なものとして映る。地位と権力の誘惑と横柄さに政府が屈するのを誰が防止できるのか。政府に対して人権を尊重させるようには誰が強制できるのか。唯一考えられる主体は、自らの権利が脅かされる市民である。

外国のアクターが、弾圧的な政府を倒すことはありえる。運と技量さえあれば、外国のアクターが、最善の原則に基づいた正当な組織にまつとうな人物をつけることもできる。保護、監督、監視、道義的、物質的なサポート、敵からの保護を提供する場合もありうる。しかしながら、特に、われわれが現実にはありえないような純粹な動機から、すばらしい技量や献身を外国権力に帰するのでない限り、このシナリオ通りにはなりそつもない。外国権力にとっては、「人道的干渉」は、通常は、せいぜい党派政治に都合のよい口実でしかない。いずれにしても、レジームの最終的な成功——レジームが持続的に人権を尊重し、履行し、執行すること——は国内の政治的要因に依存しているのである。

人権を尊重する政府は、ほとんど例外なく、繰り返し起る人権侵害に対する国民の政治的闘争の遺産である。人権を尊重するほとんどの政府は、上から下ではなく、下から上に作られた政府である。国内では、人権は獲得するものではなくて、与えられるものであるというような家父長主義的な解決は、不安定なものになりやすい。国際的にも、同様に家父長主義は成功する見通しはない。

しかし、国際レジームが、主として国際的相互依存のゆえに——独自の国家行動では国家目的を達成することができないがゆえに——発生するのであれば、われわれは国際人権レジームの創設およびその適度な成長をどう説明できるであろうか。まず第一に、国際人権レジームを主要なものたらしめた「道徳的」関心が維持されてい

る。ポル・ポートやイディ・アミンのような虐殺者は、いまだに、人類の良心にショックを与え、彼らを単に非難に値するものとして拒絶したいだけでなく、明白な公式の権威ある国際規範により禁止されたものとして彼らを拒絶したいという気持ち呼び起こしている。見るに耐えられない人権実績しか残していないレジームでさえ、そのような支配者や暴君による虐待を非難することに参加しないではいられないようと思われる。

人権という言葉をこのように使うと、冷笑家は、人権のレトリックを乱用するものと解釈するであろう。しかし、人権は、「道徳的な」相互依存意識を暗に隠し、あるいは歪めて表現したものとみることたやすい。国家は——政府ばかりではなく、往々にして国民も——道徳的相互依存を行動に移したり、強力な意思決定権限を具えた国際レジームに転換したりしようとしない。そればかりか、国内の人権実施をあらゆる国際的な規範や手続きよりもはるかに進歩したものとみなすところまで立ち戻ろうともしない（あるいは、少なくとも、政治的にそれができない）。

弱い国際人権レジームも、国家に受け入れられるような形で、国内の人権状況の改善に貢献するかもしれない。たとえば、人権尊重を公約している新政権は、権威ある国際規準の制約を利用して、これを指摘することが有益であると考えるかもしれない。おそらく、アルゼンチンのアルフォンシン政権のケースに見られるのは、これである。同様に、確立したレジームは、国際レジームが新たな制約を加えた場合、これを国内的な努力にとつて健全なものであると考えるかもしれない。西側の小国の場合がそうであろう。ほとんどの諸国は、たとえイメージと威信だけを考慮するにしても、直接脅威とならないようなレジームの規範と手続き——特に規範——を受諾したいと考える傾向にある。

国家も、目測を誤つたり、時間に流されたりする場合があるし、そのレジームの参加国が当初意図していたも

のを越えて手続きが発展する場合もある。たとえば、個々の国の人権状況について、人権委員会が公式に研究したり、議論したりするのに重要な基盤を提供する経済社会理事会の一・二・三・五決議は、主として、南アフリカのアパルトヘイト体制に焦点を絞るという明示的な目的で一九六七年に採択されたものであるが、一般的に適用される手続き（あるいは、少なくとも、過半数の加盟国が考慮すると決定した国であれば、どの国にも適用されるような手続き）へと発展してきている。

現在の国際人権レジームは、このように、主として、国内問題の集合的解決に向けた、政治的に受け入れ可能な国際的メカニズムを象徴している。しかしながら、この問題についての認識が、政治的に弱い、道徳的相互依存意識に依拠しているために、より強力なレジームを求める願望は強くない。政策協調でさえ、過剰要求であるように思われる。諸国が国際監視を受け入れる理由はほとんどない。まして、権威的な国際意思決定を受け入れる」とはない。

いかなる国際レジームにおいても、強力な意思決定手続きには、監督機能がある。「執行」は、超国家的権威および強制の腐食的乱用が避けられるべきものならば、例外にちがいない。あるレジームが拘束的な国際意思決定を含んでいるところでも、国際的な規範を履行し強制する任務の大部分は、国家に存している。

物質的な相互依存の状況の下では、「誠実な」遵守が長期的な国家利益の打算に変えられてしまつ可能性がある。物質的な相互依存には、それぞれの側が、協力によってはじめて得られる相互的利益の享受を防ぐため一方的な権力を保有しているという意味が、多かれ少なかれ、含まれている。それゆえ、自力救済的な報復が用いられやすく、比較的効果も高い。またレジーム規範の誠実な遵守は、長期的な自己利益の追及にはほぼ等価である。その結果、政策協調や情報の交換なら、比較的安定した実効的なレジームを維持するには十分であろう。強力な国際

意思決定手続きは、物質的相互依存に基づくレジームを強め、その安定化に貢献するであろう。協力の物質的な利益——たとえば、「ただ乗り」へのインセンティブの高い条件下にある集合財——は、より強力な国際手続きがなければ実現できないかもしれない。しかし、そのような条件下では、強力な手続きの「必要」は比較的少ない。対照的に、人権侵害の優れて国内的な性格と道徳的（物質的ではない）相互依存意識というレジームの基礎は、国際的履行および執行の必要を劇的に増大させたが、同時にその可能性を少なくした。他の諸国は、ある国の政府が人権を尊重しなくても、それによって直接害を被ることはない。直接の犠牲者は、その国の国民である。レジーム規範の違反に対する報復のインセンティブも弱まるか、あるいは、少なくとも不明瞭になってしまふ。さらに、「報復」は、とりわけ困難である。道徳的な説得以外に利用しうる唯一のことは、貿易とか援助などの他の問題領域から持ち込まなければならないため、報復はコストが高くつき、対立はエスカレートしやすい。また、報復手段は、明らかに直接、違反に結びついでいるために、報復の正当性が疑わされることもありえる。

かく言うとしても、それは、国際手続きの重要性を過小評価しているわけではなくて——監視と執行の手続きがいつそう実効的なものになれば、レジームもいつそう強力なものになり、その目的を達成する見込みも増加するから——むしろ、レジーム手続きは、その基礎にある、利益と相互依存についての政治的意識を反映しているという事実を強調しているのである。レジーム規範の遵守は、力や強制ではなく、主に権威と受諾にその基礎を置いているのである。

国際レジームは、ある問題とその解決についての諸国の集合的な見解を反映し、その解決に資金を拠出したいという諸国の意欲を反映している。人権の領域では、この見方が政治的に脆弱な道徳的相互依存を越えて拡大するようには思えないし、また、諸国は協力の利益の実現に向けて国家主権を制限すべく、すんで資金を拠出し

ようともしていない。その結果、レジームは、広範囲の、整合的な、広く受け入れられた規範を持つにいたるが、極端に限定された国際意思決定権力しかもたなくなってしまう。つまり、強力な獎勵的レジームができるのである。

## 五、地域的人権レジームおよび単一問題人権レジーム

コヘインは、ヴィノッド・アガルヴァルからの比喩を使って、国際レジームは「複雑で相互につながりをもつた関係パターンを構成する、より包括的な合意の中で『巣のように重ね合わせられた』ものである」と述べている。<sup>(33)</sup>「巣のように重ね合わせられる」は、すつきりと階層化された制度を暗に意味しているが、单一の問題領域においても、多元的なレベルの、多元的なタイプのレジームがありうる。人権の場合には、いくつかの「下層レベルの」地域的人権レジームや単一問題人権レジームがある。これらのレジームは、ほぼ自律的であると考えられるが、比較的整合的に「重ね合わせられた」（サブ）レジームである。

### 欧洲レジーム

（主に西欧）ヨーロッパ理事会加盟国には、強力な地域的レジームが存在している。<sup>(34)</sup>一九五〇年の人権および基本的自由の保護に関する（ヨーロッパ）条約（一九五三年九月一三日発効）と同議定書によつて、人格的権利、法的権利、市民的権利、政治的権利が保障されている。一方、経済的権利、社会的権利は、一九六一年のヨーロッパ社会憲章（一九六五年二月二六日発効）の中で規定された。両条約とも、世界人権宣言と国際人権規約に非常によく似ている。しかしながら、欧洲レジームの意思決定手続きは、特にヨーロッパ人権委員会の強力な監視権によつて規定される。

力とヨーロッパ人権裁判所の有権的な意思決定権力は、特に重要である。

（各国から一名の）専門家からなる独立の機関であるヨーロッパ人権委員会の機能は、委員会に請願の受諾の権限を与えた一七（二二か国のうちの）の当事国が、条約で保障した権利について侵害を申し立てる個人、個人のグループ、非政府組織、国家からの「請願」を検討することである。友好的な解決に至らない場合には（二八条一二〇条）、委員会は、当該国家の条約遵守に関する意見を公式に報告することができる。これらの報告は、法的には拘束力はないが、通常、諸国によつて権威あるものとして受け入れられている。

一九八三年までに登録された一〇、七〇九の請願のうち受諾可能と宣言されたものは、わずか三四三（三%以下）にすぎない。<sup>(35)</sup>しかしながら、受諾可能な基準（二六条、二七条）は、合理的なものであり、合理的に適用される。すなわち、国内的救済が完了していなければならぬし、請願は六か月以内に提出しなければならない一方で、匿名の請願、冗長な請願、あるいは明白に根拠のない請願は許されない。受諾可能なケースの約半数において委員会は、当該国家が人権条約を遵守していないという認定をもつて審議を終了している。一方、他の一〇パーセントは、典型的に、請願者とその政府との間の友好的な示談によつて解決されている。それゆえ、受諾可能性のハードルは、何よりも人権条約の当事国の人権実行を反映している。

委員会の報告から三か月以内に、委員会または当該国——被害者個人ではない——が、拘束力ある行動を求めてヨーロッパ人権裁判所に事件を持ち込むことができる。一九八三年までに、一一〇の請願を含む七二件が裁判所に持ち込まれた。裁判所に持ち込まれない事件は、閣僚委員会に送付される。閣僚委員会には、裁判所と同様に法的な拘束力ある決定を下す権限がある。

これらの手続きは、形式的な強さと完璧さという点で前例がないばかりでなく、実際にほとんど完全に受け入

れられている。このことは、手続きの公平さによって、かなりの程度、説明できる。また、この公平さは、委員会の委員および裁判所の判事は最も高い地位にある廉直な独立の専門家であり、ほとんど完全に加盟国の政治的影響を受けないで行動しているという事実によって保証されている。

どんな手続きでも、比較的政治化されて実施されることもあるが、客観的、技術的な方法で実施されることもある。また、人権が政治的に非常にデリケートな問題である以上、最も公平な手続きといえども、実質的に中立的ではありえない。レジーム規範を遵守するが、これに違反するとかいう「事実」でさえ、道徳的、政治的に非難されるのである。それゆえ、人権の領域では、政治に左右されない、究極的に法的な手続きが特に重要である。こうした公平さがなければ、欧洲諸国はほとんど確実に、レジーム規範へのコミットメントの程度にかかわらず、現在行っているような程度まで手続きを受け入れたり、これを利用したりはしないであろう。<sup>(37)</sup>

ヨーロッパ人権条約では国家間の苦情も許されているが、一九八三年までに一七の請願に対し、受諾可能なものはわずか九件しかなく、その三分の一が外国の二重国籍者に関するものであった（英國の支配下にあるキプロスのギリシア人、イタリアにおけるオーストリア人、北アイルランドにおけるアイルランド人、トルコ占領地におけるギリシア系キプロス人）。国家間の手続きの未梢的な性質は、先に述べた点、つまり、人権が第一義的には国内問題であるという点を強調する。ギリシア議会のような特殊な場合を除いて、人権の尊重のために闘うこと期待されうるのは、犠牲者、まわりの市民、同胞の国民だけである。

ヨーロッパ社会憲章の中で規定された経済的、社会的権利は、ヨーロッパ人権条約に規定されたものより若干緩やかな別個の手続きの下で管理されている。条約の履行は、二年ごとに提出する報告（二一一条）によるだけである。この報告は、国内の労使の組織からのコメントを付して、専門家委員会（一四条）で審査される。個人からの

通報も国家間の苦情も、憲章では認められていない。有権的な執行機能もない。

それでも、実際には、報告は若干の政策協調と強力な監視をもたらしている。専門家委員会では、情報は国家からのものに限定されていない。遵守についてコメントすることができ、実際、定期的にコメントしている。また、最終的に専門家からの報告を受ける閣僚委員会は、近年、勧告権を行使し始めた。さらに、一番重要なこととして、当事国がレジーム規範に真にコミットしている場合には、報告についてギア・アンド・テイクな議論が行われ、これが政策変更のインセンティブとなることが多い。特に、労働者の組織と使用者の組織が正式に参加しており、そのような組織やその他の民間団体が「下から」国内の政治的圧力を行使する場合には、そうである。諸国がヨーロッパ人権条約とヨーロッパ社会憲章を受け入れていることは、欧洲レジームの真の強さである。

形式的な手続きは国内の決意を支え、これを強める場合もあるが、結局のところは国内におけるコミットメントと国家による受け入れを大いに補うものである。強力な手続きはレジームに強さの原因であるよりも、むしろ強さの反映である。いかなる国際レジームにおいても、強力な手続きは主として逆戻りを阻止し、さらなる進歩に向かう圧力となり、時折起る逸脱を修正し、議論のある場合に有権的な解釈を提供するのに役立っている。これらは無視しがたい機能であるが——これこそ、まさに国際レジームに欠けているものである——上に述べたような強力な国際手続きは、究極的には国内におけるコミットメントにかかっている。

先に、私は、レジーム形式と強さは、国際相互依存の認識と、諸国が期待する利益（あるいは回避したいと考える負担）と、諸国が主権を国際機関へ移譲する際に負うリスクとによって説明されると主張した。欧洲諸国のヨーロッパ人権条約への強力な国内的コミットメントは、諸国が期待する「道徳的な」利益についての価値を大きく増加させるとともに、国内で道徳的目標へのコミットメントが特に強いときには、道徳的相互依存は、物質

的相互依存に匹敵する政治的力になるということを示している。さらに、国内で比較的よい人権実績があれば、強力な国際手続きの政治的リスクは少なくなる。

欧洲レジームは、比較的同質で密接な社会文化の中で作用するため、「安全」でもある。これによつて、レジム規範を解釈する際の大きな不一致の可能性は大幅に減り、レジームの党派的乱用やごまかしのリスクは激減する。共同体意識も道徳的相互依存の認識を高めるのに貢献する。

したがつて、ラルフ・ベッダルドが述べているように、「ヨーロッパ委員会に請願することで、心の平安を除いて、以前より生活が良くなつた請願者はほとんどない」——委員会が実際に調査したほんの少数の事例を思い起<sup>(39)</sup>す——ということは、真実である場合があるとしても、核心はついていない。ベッダルド自身、その先で、「条約やその手続きが存在しているだけで、個人が利益を得たり、あるいは同様の立場にある他の人が請願したことで個人が利益を得た」ことがしばしばあつた——特に委員会と裁判所の決定がすべての加盟国にとつてありうるべき例としての重要性をもつために——と述べている。<sup>(40)</sup> 暗にそのことを認めているのである。

国内的遵守がカギである。ヨーロッパの大部分におけるように国内的遵守が自発的に達成されれば、それに越したことはない。レジームのインパクトが主に間接的であつても、現実的であることにかわりない。<sup>(41)</sup> 国家がレジーム規範に自らの行動を一致させる限り——ヨーロッパではまさにそくなつてている——地域的な有権的な意思決定手続きが比較的頻繁に使用されることとは、望ましいことであつて、嘆かわしいことではない。

しかし、かくは言つもの、われわれは、欧洲レジームの執行措置の強さも意義も軽視すべきではない。完全なる自発的な遵守は、単なるユートピア的な理想ではない。ヨーロッパの事例が示すように、自発的遵守があれば、国内的なコミットメントと国際手続きとの間の相互の強化プロセス——フィードバック回路——が期待でき

る。強力なレジームとは、国家が当該問題領域で「受けれるに足る」最善のもの、つまり、国家が熱望し、努力して達成しようとする最善のものを享受する可能性を増大させる仕組の一つである。

## 米州レジーム

一九四八年に採択された米州人間権利義務宣言は、世界人権宣言に非常によく似た人権のリストを掲げている。<sup>(42)</sup> 拘束力ある条約として、一九六九年の米州人権条約は、ほとんどの米州諸国の経済発展のレベルが低い条件下で、経済的、社会的権利に関する厳格で普遍的な法的義務が適切でないことを認め、ヨーロッパ人権条約と同様、人<sup>(43)</sup>的、法的、市民的、政治的権利（プラス財産権）に制限されている。米州レジームの規範は、女性への政治的権利付与に関する米州条約のような多様な単一問題条約によって丸みがつけられている（ヨーロッパ社会憲章や「経済的、社会的権利に関する国際規約」に相当する米州条約はない）。

一九七九年に設立され、コスタリカのサンホセに置かれている米州人権裁判所は、拘束力のある履行行動をとることができる。欧洲レジームにおけると同様に、裁判管轄権は選択的である。一九八五年までに八か国が管轄権を承認している。欧洲レジームと同様に、個人は直接裁判所に訴えを起こすことはできない。もつとも、委員会は、個人に関する事件を裁判所に持ち込むことはできる。裁判所は、米州機構加盟国の要請に基づき勧告的意見を出すこともできる。米州人権裁判所は事件を審議し、判決を出し始めているが、今の段階ではまだ、その最終的インパクトと意義について多くは語れない。

裁判所より二〇年前、条約より一〇年前に設立された米州人権委員会は、レジームの手続きの中核である。委員会は、人権についての認識を高め、政府に勧告し、国家からの問い合わせに応じ、研究と勧告を準備し、政府

からの報告を求め、政府の同意がある場合には査察を実施する権限を与えられている。委員会は、また、条約の当事国であるか否かを問わず、米州機構の加盟国の実行に関する個人および団体からの通報（苦情）を受け付けることもできる。米州機構の内部では「自律的実体」である委員会は、積極的にこの権限を行使している。<sup>(4)</sup>

過去二〇年間、委員会は、米国を含めこの地域の二〇か国以上からの個人の通報に關して、決定および決議を採択してきた。委員会は、一二を越える国々にある深刻な人権状況を証拠書類で実証する報告を出してきた。その中のほとんどは、その後、強化一新された委員会による監視の下にある。また、委員会は、包囲国に関する一九七八年の決議のような主要な地域的問題に関する特別決議を採択している。

委員会の広い範囲に及ぶ非党派的活動は、委員が個人の能力で任務を遂行しているという事実によるところが大きい。それは、政治的な機関というよりも、むしろ技術的、準司法的機関である。しかし、人権に関して必ずしも積極的でないにもかかわらず、諸国が委員会の積極的機能をここまで許しているという事実を、われわれはどういうに説明すべきであろうか。人権を公式に尊重するような政治文化が支配的であるというわけでもないのに、そのような強力な手続きが確立されたのは、なぜであろうか。

その説明の多くは、権力、特に米国の支配的権力に存している。国際経済レジームに関する文献では、ある一つの霸権国の権力が、強力かつ安定的なレジームの樹立にとって重要であるとしばしば主張される。<sup>(5)</sup> そのような霸権国の力は欧州レジームにはほとんど関係がないのに対し、米州人権レジームは、この観点から最もよく説明される。米国は、理由のいかんを問わず、相対的に強力な監視権限を有する地域的レジームが望ましいと決定し、そのレジームの創設を確保しその機能をサポートするために霸権行使した。米国は、米州人権条約の当事国ではないという事実にもかかわらず、委員会には常に米国があり、人権裁判所にも米国判事がいる。ま

た、様々な機会を利用して、米国は、消極的で、時には抵抗さえする各國政府に対し、委員会の調査に協力することの賢明さを説いてきかせる行動をとってきた。

コンセンサスによるコミニットメントと霸権国の力は、ある程度、国家の受け入れを実現する点では、同様に機能する。自発的な遵守が重要であり、国家の執拗な抵抗を克服する霸権国のが能力が限られているにもかかわらず、強制することによって、そうでもしなければレジームを受け入れないような国が、限定的に参加する場合もある。人権レジームの基礎にある道徳的相互依存が非実体的であるがゆえに、霸権国が霸権の行使を選択するならば、その効果は通常以上のものとなる。

ある問題領域における実体的な相互依存は霸権の行使をも限定する。霸権国は解放的な貿易レジームを好む傾向にある——最も自由な市場秩序では最も生産的な益が得られる。しかし、（あまり高い価値が見込めないよう）非常に弱い経済を除けば、どんな経済にも、それを開放するために武力を使用することに對しては、厳しい制約がある。実体的な相互依存は、中流国でさえ霸権国の中流の外で（相応のコストを払って）価値のある資源や機会を意のままにできるということを含意している。実体的な相互依存は相対的に弱い側において（当該問題に固有の）相殺力を伴う。その相互依存に拘っているところの共同利益を実現するには、その弱い側の協力が不可欠である。

しかしながら、相互依存が道徳的であるときは、当該問題に固有の相殺力は存在しない。人権の場合、特にあてはまる。そこでは、利益（具体的には、人権尊重）は、國家の統制の下にある。霸権国が人権レジームを通じて、あるいは人権レジームに代わってその権力を行使することを選択するならば、弱い弾圧的な政府は利用し、相殺力を持てない。その弾圧的な政府が協力できないため、実体的な共同利益の相互的な享受を未然に防ぐこ

とはできない。

それにもかかわらず、強制とコンセンサスの相対的混合は、レジームの性質と機能に影響を与える。特に、参加が強制された場合には、国内では絶えずこれに反対する動きが出てくる。また、レジーム手続きはいつそう大きな抵抗を生むものになりがちである。霸権はある程度の国際監視を保証する場合もある。極端な場合には、そうしなければ国際レジームの範囲を越えてしまうであろうような状況を好転させるために霸権的権力が行使される場合もある。しかし、霸権国といえども、ごく限られた範囲で変化をもたらすことができるにすぎない。その結果、次のようなパラドックスに陥る。すなわち、米州委員会は、最悪のケースにおいて比較的積極的に行動し、効果を上げる。極端なケースであるがゆえに米国からの比較的強い圧力と支持が利用されるからである。これに対し、それほど深刻でない状況では、委員会は積極的に行動せず、したがって国際的な行動を通して事態を改善することは、多くの点でいつそう困難になる。

### アジア、アフリカ、中近東

一九八〇年六月および一九八一年一月、ガンビアのバンジューで起草された「人権および人民の権利に関するアフリカ憲章」は、一九八一年六月、ナイロビにおけるアフリカ統一機構（OAU）によって採択された。<sup>(4)</sup>このアフリカ（バンジュー）憲章と他の国際人権レジームとの間には興味深い規範的な相異点がある。最も注目に値するのは、平和と開発の権利などのような集団的権利または「人民の」権利（一九一—四条）が加えられ、それが強調されていること、ならびに憲章が個人の義務に、特に際立った地位を与えていることである（一七一一九条）。

バンジュー憲章は人権および人民の権利に関するアフリカ委員会を創設し（三〇—四六条）、国家間の苦情を受け入れているほか、個人の通報の受諾さえも想定している（四七一五四条）。しかしながら、これらの規定はすべて非常に曖昧であることに加え、報告制度もない。現在の段階でわれわれがせいぜい言えることは、委員会が活動を始めたときには、委員会は（弱い）監視機関として定着する可能性が多少開かれているということである。しかしながら、司法機関もなければ、決定を地域的に執行するための他の有権的機関もない。バンジュー憲章は、発効するに足る批准をまだ獲得していないが、意思決定手続きが強力で成功するためには重要であると先に指摘した要素のほとんどすべてを欠いているように思われる。

機構を取り巻く地域的環境は否定的要素が色濃い。OAUは高度に政治化されているばかりでなく、ほかのどこの地域的機構よりも国家主権に対して弱い。このことは十分理解しうることではあるけれども、ブラックアフリカのほとんどの国々においては、国家が弱く、サブナショナルな忠誠が強いため、人権と同様にセンシティブな領域で基準からそれることをOAUに期待する理由はない。それに、他の問題領域におけるリージョナル（地域的）ないしサブリージョナル（地域内小地域的）な協力の努力も、これまで成功していない。

国家実行を見るとその展望は決して明るくない。過去一二年間、典型的なアフリカ国家の人権実績は、イデイ・アミンとかボカラサ「皇帝」などのよくな、いささか過剰報道されたとも思える恐ろしい異常事件にもかかわらず、第三世界のおよそ平均であった。それでも、地域的霸権国の強い圧力のないところでは、典型的なアフリカ政府の国内の人権実績は、かなりの程度、国際的な監視に対する反感があることを示している。そのうえ、ほとんどのアフリカ諸国における経済的、社会的、政治的組織の独立の程度の低さは、近い将来、事態が大衆行動によつて変えられることはないであろうことを示している。しかしながら、アフリカレジームの現行の不明瞭な

手続きでさえも、アジアや中東のレジームよりもはるかに発展している。アジアでは、地域的な規範も意思決定手続きもない。東南アジア諸国連合（ASEAN）はおそらく、最も期待されるサブリージョナルな組織であるが、そこでも、協力の程度、地域社会の認識の程度は比較的低いままであり、有力な二つの国——インドネシアとフィリピン——の人権実績は芳しくない。<sup>(45)</sup>

アラブ諸国連合は一九六八年に「人権に関する常設アラブ委員会」を設立したが、地域的な人権規範はない。アラブ人権憲章は一九七一年に起草されて以来、おおかた無視された存在である。一九七八年の「アラブホームランドにおける人権と基本的自由に関するシンポジウム」で作成された「アラブ人権規約草案」も同じ運命をたどるよう思われる。アラブ委員会が顕著に不活発であるのも驚くべきことではない。ある評者は、「達成された結果について入手できる情報は乏しい」と慎重な意見を述べている。<sup>(46)</sup> 委員会の数少ない具体的な活動がイスラエルの占領地における人権状況を公表することに関わってきたよう思われるが、その主な理由である。これでは、最も弱い地域的レジームにとつても、基盤とはならない。

### 単一問題レジーム

全くタイプの違った「より小さな」人権レジームは、限定的な権能を有する普遍的組織、および組織に縛られない单一問題レジームに代表される。単一問題レジームは、一つの単一相互利益領域において普遍的な参加を引き出すために範囲を限定された問題——たとえば、労働者の権利や女性の権利——に活動を制限することによつて相互依存のネットワークの中に自らの立場を置いているものである。

この種の最初の国際人権レジームは、ILO（ヴェルサイユ条約で設立された機構）の機能的レジームであつ

<sup>(47)</sup> た。しかしながら、戦間期におけるILO諸条約および勧告は、労働条件の技術的問題に大きく関わっていた。

結社の自由、団結権、団体交渉権、就職における差別、報酬の平等、強制労働、移民労働者、労働者の代表、社会政策の基本目的と基準に関する重要な規約を含め、レジームの実体的規範は、第二次世界大戦後発展したものである。これらの規則は、自律的に発展したけれども、国際レジームに対応する実体的規範を補足しながら整備されたものと見ることができる。

レジーム規範は個々の条約と勧告の中で作られ、採択するか否かは国家の判断にまかされている。そのため、それらの条約、勧告のカバーする範囲には、普遍性もなければ統一性もない。にもかかわらず、諸国は、採択の審議のために権限ある国内当局にすべての条約と勧告を提出するよう要請されている。諸国が批准しなかつた条約に関する実行については、定期的な報告の提出が要請される場合がある。最も重要なことは、定期的な報告は批准した条約に従つて要請されるということである。<sup>(48)</sup>

報告は、高度に専門的な「条約および勧告の適用に関する専門家委員会」によつて審査される。専門家委員会は、国家から提出された報告のほかに、利用しうる独立の情報源を持つている。意見を述べる専門家委員会の正式な権限は限られたものでしかないが、精力的かつ公平にこの権限行使している。また、専門家委員会の意見によつて、国家が政策を変えた例も多い。

この報告制度がうまくいっているのは、ILOの「三局」構造に負うところが大きい。「三局」構造とは、政府代表に加え、各加盟国からの労働者の代表と使用者の代表が投票権を持っているというものである。国内の労働組合代表が代表する「犠牲者」がいるため、国家が自国の義務不履行を取り繕うことは比較的難しい。特に、国内の労働者代表が国際的な方針を採り、労働がそれほど自由でない国における実行を問題にする場合には、そ

である。

労働者の権利という問題も、イデオロギー的同質性の程度が高く、加盟国数においていまや眞の意味で普遍的なようになったILOレジームの強さと成功にとつて重要である。確かに、西側、ソ連ブロック、それに「社会主义的」第三世界レジームは「結社の自由」およびその他の関連する規範の意味について異なる解釈を採っているが、どの国も明白な不順守に対しても国内では重大なイデオロギー上の制約に直面する。

組織の構造およびイデオロギーの訴える力といったこれら要因がILOの機能的人権レジームの成功を説明する限りにおいて、他の機能的レジームにとつての展望は明るいものではない。三局制は他の機構で採用されなかつたし、今後も採用されることはないであろう。そのうえ、労働者の権利のように、あまねく訴える力があつて他から独立した人権は、ほかにはほとんどない。しかし、人種差別は一つの例外である。これが、第一の主要な単一問題人権レジームである。

一九六四年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」(一九六九年一月四日発効)は、人種差別に対する国際レジームの規範を明白かつ強力に拡大し精緻化した。<sup>(5)</sup>一二四か国による条約批准(一九八五年半ばまで)は、この条約をして主要な規範文書たらしめた。<sup>(6)</sup>しかしながら、条約の履行規定は弱いものである。

条約の下で設立された専門家からなる「人種差別撤廃委員会」は、自身の権限を非常に狭く解釈し、「締約国から受け取った報告および情報の研究に基づいた提言と一般的勧告を行うこと」としている(九条二項)。さらに、国家間の苦情手続き(一一条)はこれまで利用されたことがなく、個人からの通報を受領する委員会の権限を認めているのは、わずか七か国にすぎない(一四条)。報告制度の中にある情報交換の要素でさえ完全ではない。一九八五年の夏までに、要請された報告のうちの一割強は受領されなかつた。十数回の督促にもかかわらず九年も遅れて出された報告もあつた。そして、報告の公開審議は(重要なときもあるが)人権委員会におけるものほど縊密でなく、細部にまで行き届いたものではない。

人種差別撤廃委員会は自己の権限についてなぜそのような狭い見解を採つたのか。簡単に答えば、条約関連規定のもつともらしい解釈だからである。では、なぜ委員会の権限はそれほど狭く構想されたのか。ILOと国連の政治的機関が組織的に非常に異なる環境にあるというところに、その説明の多くが存している。

ほとんどのILO条約は労働条件を規律する真に技術的な文書であり、それゆえ、専門家委員会の作業のほとんどは比較的論争の少ない技術的問題を扱う。この作業の過程で中立性の期待が認められ、確認される。それゆえ、人権問題を扱う報告が審議されるときは、本質的に技術的な専門家の集まりの作業の一部として高度に非政治化された文脈で検討される。さらに、文字どおり数百のILO条約および勧告があり、ILOという機関そのものが六〇年以上も存続している。したがつて、諸国は、国家間関係、政府間関係、トランクナショナルな関係の網の中に密接に結び付けられている場合が多い。人種差別撤廃委員会には、こうした利点はない。

最近人種差別の問題に匹敵するほどに関心を集めつた一つの人権問題は、拷問である。「拷問およびその他の残虐、非人道的、屈辱的な扱いまたは刑罰の禁止に関する規約」は一九八四年一二月一〇日、国連総会決議三九／四六によつて署名と批准のために開放され、二か月ばかりのうちに二四か国が署名した。その第一部は拷問を禁止する規範を非常に詳しく規定したもので、一九七五年の「あらゆる人を拷問から保護することに関する宣言」を基礎にしている。また、第二部で規定された手続きは、潜在的に強いものである。

締約国からの四年毎の定期的な報告を受領し審議するために、拷問禁止委員会が設立されることになつてゐる。委員会が「適切と考えられる場合には当該報告について一般的意見をなす」(一九条)自己の権限をどう解釈する

かによって左右される部分がかなりある。しかし強力な監視を行う潜在的能力は少なくとも存在している。拷問等禁止規約には、「一五〇三手続き」の下で許された通報に類似した通報、国家間の苦情、個人からの通報を受領することを委員会に許すような三つの選択条項が含まれている。これらの条項の効果は、もちろん、どれだけ多くの国が選択権行使してそうした監視機能を認めるかということ、および、委員会の今後の実行にかかるいくであろう。少なくとも現在では、拷問に関しては比較的強力な宣言的レジームがあり、これが、次の〇年以内に、おそらくはつきりとした獎勵的レジームへと発展していきそうである。

現在の獎勵的活動には、たとえば、一九八一年に設立された国連の「拷問犠牲者のための自主基金」が含まれる。また、このところアムネスティ・インターナショナルが行っている拷問に関するキャンペーンは、主要問題を宣伝するNGOによる重要な努力の一つである。アムネスティはおおかたのNGOよりも評判が高いが、NGOの努力——特に、宣伝、情報収集、地域監視などのような獎勵活動——は、先に考察したすべてのレジームの日常の業務の中でも相當に重要なものになる可能性がある。最後になるが、もう一つの主要な単一問題人権レジームとして女性の権利レジームがある。これは、従来、人権の「まま子」のようなものであった。人種差別は国連人権委員会および国連を中心としたレジームの中で審議されているが、人権問題としての性差別は「女性的地位に関する国連委員会」で分離して扱われてきた。<sup>(52)</sup>しかし、ここ一〇年で、女性の権利レジームの実体規範および手続きの発展が見られ、女性の権利問題は国際人権の議論の主流に近づき始めている。

一九四七年に設立された経済社会理事会の付属機関である女性地位委員会は、規範創設において、人権委員会と非常に似た役割を果たしてきた。一九五二年の「女性の政治的権利に関する条約」などのような様々な専門的な条約と、女性差別撤廃条約のようなこの分野における主要な一般条約の両方を起草してきている。委員会は

様々な獎勵・援助活動にも從事している。一九八四年には、個人からの通報の研究に着手した。この手続きがどのように機能するかについて語ることは尚早であるけれども、個々の国家の実行を監視する権限がないため、一般的な獎勵的活動への過程が制約される傾向にある。<sup>(53)</sup>委員会が二年に一度しか開かれないという事実は、委員会の潜在的影響力をさらに弱めるものである。

女性差別撤廃条約（一九八一年九月三日発効）の下における報告手続きは、いくつかの点で期待できる。一九八二年以来毎年開かれている婦人差別撤廃委員会は、人権委員会に似た機能を持つように思われる（もつとも選択的な通報手続きはない）。また、報告の研究や国家代表の公開尋問は、「詳細で、聰明で、時に批判的」であるし、また将来もそうあるであろう。しかし、条約をベースにした他の獎勵および監視機関と同様に、委員会は、条約の当事国となっている国家の状況のみを審議するであろう。それゆえ、あまり強くない委員会の権限は、レジームにとって引き続き重要である。国際レジームにおけるように、ある一連の手続きの強さと、それがカバーする範囲との間には、政治的相殺関係がある。

女性の権力レジームの最近の強まりは、第一に、一九七〇年代に起きた女性問題の認識の変化にさかのぼることができる。国際的なレベルでは、この認識の変化の動きの中心は、「国際婦人年」に指定され、関連する国際会議がメキシコ・シティで開かれた一九七五年頃であった。国内の女性運動の政治意識昂揚活動と相まって、女性の権利を求める有権者は国際的な広がりを持つようになった。（米英などの諸国を含めた）レジーム創設者とレジーム参加者が現れるようになつた一方で、政治的なレジームの「壊し屋」は、国内のイデオロギー的立場から、あるいは国際的な規範的コンセンサスができるために、積極的に反対することを抑えられている。

## 六、レジームの創設と成長

国際人権レジームの性質、創設、発展について一般的に何を語ることができるであろうか。特に、これまで考察してきた個々のレジームを横断する歴史的变化のパターンがあるのであろうか。表1は、各國際人権レジームについて、一九四五年から一九八五年までを一〇年毎に概観したものである。最も目につくのは、一九四五年には国際人権レジームがほとんど無に等しかったのに、その後いくつかのレジームが出てきたという対照的パターンである。つまり、国際問題領域として人権が戦後になって確立されたという点である。われわれは、過去三〇年にわたって国際人権レジームのほとんどが漸進的に強化されてきていることにも注目する。しかし、今日でも、獎勵的レジームが一般的であり、唯一の例外は欧洲と米州における地域的レジームおよび労働者の権利におけるレジームである。そしてこれら三つはすべて、「特殊なケース」である（欧洲においては文化的同質性と立派な人権実績、米州においては米国の霸權、ILOにおいては労働者の権利の問題）。

国家がひとたびガイドラインよりも強力な規範を受け入れれば、宣言的レジームは容易に獎勵的レジームへと発展していく。国家がコミットするに十分に重要であるか訴えるところがレジーム規範にあれば、さらなる拡大と履行を獎勵するのに反対する議論をぶつるのは困難である。しかし、履行レジームや執行レジームへの移行には、質的な大飛躍が必要であり、こういうものに対しては、ほとんどの国家が強い抵抗を示す（通常、抵抗は成功する）。

それゆえ、国際人権レジームの成長の大部分は、重要ではあるがさらなる成長へと自然につながらない「ゆっくりした」成長である。宣言的レジームおよび獎勵的レジームの中では、レジームの進化は漸進的で総じてイン

表1 国際人権レジームの変遷

	1945	1955	1965	1975	1985
国際人権レジーム	無	宣言的	強・宣言的	獎勵的	強・獎勵的
規範	無	ガイドライン	強・ガイドライン	例外ある基準	例外ある基準
手続き	無	弱・獎勵	獎勵	強・獎勵	強・獎勵／弱・監視
地域的人権レジーム					
欧洲レジーム	無	獎勵的	履行／執行	執行	執行
規範	無	ガイドライン／地域的規範	地域的規範	地域的規範	地域的規範
手続き	無	獎勵／監視	監視／地域的意思決定	地域的意思決定	地域的意思決定
米州レジーム	無	宣言的	強・獎勵的	獎勵的	強・獎勵的／執行
規範	無	ガイドライン	ガイドライン	例外ある基準	地域的規範
手続き	無	無	獎勵的	監視	監視／地域的意思決定
アフリカレジーム	無	無	無	無	宣言的
規範	無	無	無	無	無
手続き	無	無	無	無	無
アジア・中近東	無	無	無	無	無
単一問題レジーム					
労働者の権利	獎勵的	獎勵的／履行	獎勵的／履行	獎勵的／履行	獎勵的／履行
規範	弱・基準	例外ある基準	例外ある強・基準	例外ある強・基準	例外ある強・基準
手続き	弱・監視	獎勵的／監視	獎勵的／監視	獎勵的／監視	獎勵的／監視
人種差別	無	無	宣言的	強・宣言的	強・宣言的
規範	無	無	ガイドライン	例外ある強・基準	例外ある強・基準
手続き	無	無	無	獎勵的／監視	獎勵的／監視
女性の権利	無	宣言的／獎勵的	宣言的／獎勵的	宣言的／獎勵的	強・獎勵的
規範	無	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	例外ある基準
手続き	無	獎勵	獎勵	獎勵	獎勵／弱・監視
拷問	無	無	無	弱・宣言的	強・宣言的
規範	無	無	無	ガイドライン	例外ある基準
手続き	無	無	無	無	無／獎勵的履行

クリメンタル（微増的）であるかもしれない（おそらく、履行レジーム、執行レジームにおいてもそうである）が、その連續性の上に履行レジームや執行レジームが出現するようには思えない。獎勵的レジームには比較的低いレベルのコミットメントが要求される。これに対し、履行レジームないし執行レジームへの移行には、国家のコミットメントの質的増大が必要となる。このよろなコミットメントは実現しそうはない。

特別な環境要因によって説明できない部分的な例外は、「市民的および政治的権利に関する国際人権規約の選択議定書」の監視手続きである。しかし、この手続きでは三六に満たない国家がカバーされるにすぎない。<sup>(誤注6)</sup>「一五〇三手続」の弱い監視機能は、必要とされる改革が比較的纖細な性質のものであるということからすれば、履行レジームないし執行レジームへと飛躍的に発展するおそらく最大の機会を提起している。しかしながら、今日までの「一五〇三手続」についての経験からは、そのような発展の兆しがみえる証拠は見つからない。

それぞれのレジームについて議論していく中で、われわれは、この（限られた）成長パターンを説明する中核的因素のうちのいくつかについて、すでに考察してきた。まず第一に、われわれは国際人権レジームの創設における意識と権力的重要性に注目することができる。国際人権レジームは国内の政治行動や国際的な道徳的衝撃に応える意識の転換によって人権の分野で創設されたものである。意識と権力はレジームの創設や発展に対する支持を広範囲から集める一方で、反対を不当なものとみなす。支持する力が結集され、反対する力は解体される。こうした変化によって道徳的相互依存は、国家が抵抗できないものになる。

人種差別と性差別のケースでは、植民地の独立、公民権、女性の権利を要求する国内の運動によって引き起こされた意識改革が、国境を越えた広範囲の要求へと発展し、潜在的なレジーム創設者とレジーム参加者の力を結集するのに貢献した。第二次世界大戦以前の国内の労働者運動の高まり、および戦争中における労働者の忠実な

実践は、おそらく、ILOの労働者権利レジームの創設に相似的なインパクトを与えたのである。ヒットラーの衝撃は、欧洲レジーム、米州レジームばかりでなく、国際（国連の）レジームにおいて同じような有意義な意識改革を引き起こした。一九七〇年代におけるアミン、ボカサ、マシアス・ヌグエマの残虐行為は、おそらく、アフリカのレジームの形成を促したであろう。一番最近では、拷問を禁止するレジームの進展は、多くの国と地域で益々頻繁に残虐な拷問が行われていることに対して広がった反発がそのひきがねになつたように思われる。しかし、意識改革があつて、道徳的相互依存をより広く認識できたとしても、それだけでは、弱い（宣言的ないし獎励的）レジームしか成立しない。

上に考察した事例をベースに、われわれは国内でのコミットメント、文化共同体、霸權的重要性をも強調することができる。欧洲レジームと米州レジームの通常の強さをほぼ説明するのは、これらの要素なのである。

国内的コミットメントは強力なレジームに貢献する最も重要な要因である。それはたいていの強力なレジームを基礎づけている、いわゆる「政治的意図」の源泉である。ある国家に人権尊重の実績があれば、強力なレジームは、比較的脅威とならないばかりでなく、国内的な努力のためにその国家がレジームに対する支持を増やす場合、そうした支持は歓迎される可能性が高い。欧洲レジームが前例のないほどの強さを有しているのは、国内的コミットメントの力の最も顕著な例である。

唯一の執行レジームが地域的なものであるということは、文化共同体の重要性を示唆している。欧洲に特徴的な社会文化的コンセンサス、イデオロギー・コンセンサスがなければ、先に見たような強力な手続きは、党派の利用または乱用に屈つてしまつて、人権尊重国家や、国内で強力にコミットしている国家によつても受け入れられないであろう。米国はそつた虞れを誇張している——たとえば、米国は、自国の法律と慣習に抵触する点

はほとんどないのに、ジェノサイド条約と国際人権規約を批准していない事実に最も顕著である——が、よほど極端でないかぎり、そうした虞れはすでに広まっている一般的なものなのである。上に挙げたいくつかの例が示すように、レジームの強さと包括性はトレード・オフの関係にある。

比較的密接な文化共同体の重要性は、より強力な国際人権レジームに反対するパターンによって、これを確認できよう。一般的な国際人権レジームおよび単一問題レジームにおけるより強力な手続きに反対する諸国には、国内の人権実績のいかんを問わず、第一世界、第二世界、第三世界の主要な諸国が含まれる。奨励的レジームを越えて発展するためには、相対的同質性はほとんど必要条件であるように思われるが、地域的レジームを別として、レジームの範囲こそが、相対的同質性の割合を薄めてしまうのである。

最後に、われわれは、支配力と霸権の重要性を強調しなければならない。これは、グラムシに従えば、「霸権による安定」という言葉以上のものであって、分析上は、区別しておかなければならぬ。<sup>(56)</sup> 霸権指導体制は、單なる支配力以外にイデオロギー上の霸権を必要とする。イデオロギー霸権は、霸権国の権威を受け入れるか、あるいは少なくとも黙認する際に重要な要素である。

米州を考えてみよう。米国の霸権指導体制は経済的、軍事的、政治的な権力ばかりでなく、人権の理念についてのイデオロギー支配をも基礎としている。たとえば、外国人財産の国有化のための地域的なルールの定義について霸権の「力」行使しようとする米国の不斷の努力が失敗したことがあらわれている。霸権の力の効果的な行使は、通常、物質的、組織的な資源の支配を必要とするばかりではなく、霸権国以外の諸国から少なくとも黙認をとりつけるに十分に強力なイデオロギー的正当性をも必要とする。

リーダーは追随者を必要とする。創設者はレジーム参加者を必要とする。レジームへの参加は、偶然によるこ

ともあれば、レジームに直接関係のない場合もありうる。たとえば、アーサー・シュタインは、英國率いる一九世紀の「自由貿易」レジームの先駆けとなつたコブデン＝シュバリエ条約は貿易とは全く関係のないフランスの政治的関心のために結ばれたと主張している。しかしながら、レジームに参加する理由が、提案された計画のイデオロギー霸権に結び付けられることがある。「組み込まれた自由主義」についてのジョン・ラギーの説明、および戦後の経済体制の創設に際しての福祉国家イデオロギーの重要性は、このように解釈されよう。<sup>(57)</sup>

戦後世界における、一見逃がしたい、人権についてのイデオロギーアピールは、国際人権レジームが出現していく際の重要な要素である。これは、国際政治研究の中で伝統的に使われた意味における権力の重要性を否定するものではない。眞の霸権はイデオロギーの「力」に基づくことがしばしばあるということを強調しているのである。われわれは、人権概念のイデオロギー霸権は、少なくとも、支配的な物質的な力と同じくらい重要なのである。また、ある一つの霸権国の方よりも重要であると主張することさえあるかもしれない。弱いレジームでさえ、主要国の支援を必要とするが、人権のような霸権的な理念はそれ自身、力を引きつけるかもしれない。力は人権など、の霸権的な理念をめぐつて融合するのであって、霸権的理念およびそこから現れるレジームを創設するのではない。<sup>(58)</sup>

たとえば、労働者の権利という理念の圧倒的なイデオロギーアピールは、ILOの成功にとって非常に重要なであった。欧洲では、非常に強力な欧洲レジームの裏にある権力は、一つの支配的国家からではなく、人権理念のイデオロギー権威のまわりに築かれた連合からでてきたものであった。アフリカでは、OAUが国家主権をあまりにも尊重しそうで悪評を買うという事態に直面し、アフリカ人権レジームを形成したと説明する場合には、人権のイデオロギー霸権は不可欠である。先に道德的相互依存との関連で述べたこの推進力を考慮しなければ、国

連中心の普遍的な人権レジームの出現を理解することはできない。

しかし、霸権の力は、究極的には実体的な力を必要とする。霸権理念にはそうした力を引き付ける能力は乏しい。霸権理念は比較的弱いレジームにおいては黙認を誘うことが期待されるが、奨励的活動を越えて——つまり、主権の大幡な制限が国家に求められれば——さらに何か必要になる。換言すれば、霸権もまた、先に述べた限定的な成長のパターンを差し示すのである。

それゆえ、強力な奨励的手続きへの進化発展は続くことが予測される。しかし、レジームがその段階に達するや、さらなる成長や履行レジーム、執行レジームへ移行しようとする努力に対しても、国家は抵抗するであろう。換言すれば、短期的、中期的には、大きな質的变化は期待できないようと思われる。成長の比較的容易な局面はおおかた過ぎてしまっている。この成長を説明するのと同じ要因が、将来における相対的停滞なし最も緩やかな成長を暗示する。以上の分析に拠れば、表1の一九九五年の欄には、一九八五年以降の一〇年間に多くの変化があつたと記されることは、ほとんど期待できない。

## 七、レジーム分析の有用性

本稿の頭で、私は国際人権規範および手続きの状況を検討することに加え、経済学以外の問題に対するレジーム分析の有用性を「テスト」したいと指摘した。国際レジームの概念を使ったことが国際人権のわれわれの理解にとって何か本質的なものを付け加えたのであるか。レジーム分析は、スザン・ストレンジが述べているように、単なる「一過性の流行」であり、「アメリカ的アカデミズムの流行の一つ」にすぎないのであるか。<sup>(49)</sup>あるいは、それは、国際秩序と国際組織に関する新しい重要な分析方法を提供するのだろうか。

先の議論を基礎にすると、レジーム分析には重要な価値がある、というのが私の結論である。レジーム分析は、われわれが知っているものを組織立て、われわれの見方を拡げ、われわれがいくつかの標準的な分析上の「わな」や「落とし穴」を回避するのに役立つという点で、少なくとも有用でありうる。

もつと単純化すれば、国際人権についての議論は、グローバリストの理想主義、法律万能主義（理想主義であれ現実主義であれ）、現実主義といった、二、三の簡単なカテゴリーに陥る傾向にある。今日でも、学術的な文献の大半は法律に関するものであり、法律に関する文献のさらによく大半は記述的であるか、そうでなければ法的手段、規則、手続きの技術的、形式的な分析に関わるものである。<sup>(50)</sup>それ以外の（非法律的な）文献のほとんどは、おおざっぱに見て、人権規範についての国際的な合意の「理想主義的」な要求や嘆願か、あるいは人権のための国際的「聖戦」という必然的に欠陥のある道徳主義に対する「現実主義的」愚弄のどちらかである。

以上の傾向のそれぞれは、一方に偏りすぎてしまっているほど悪くはない。国際法学者たちは、正しくも、法的文書は国際人権レジームの創設と運用の中核であることを強調する。しかしながら、法的手続きの発展と作用は、国際政治への注目なしには理解しえない。法的メカニズムをより広い政治的文脈に統合することは、これらの規則と手続きの法的特徴と同様に重要である。理想主義者たちは、正しくも、一般的な規範コンセンサスの頭著な程度を強調する。しかしながら、彼らは、たいがいの意思決定手続きの弱さと（しばしばこれに関連して起きる）レジーム規範の解釈における実体的な不一致を無視する点で誤っている。これに対し、現実主義者たちは、レジームの現実の運用における権力と主権的地位を強調する点では正しいが、他方で、規範についてのコンセンサスは、実際には、少なくともいくつかのケースにおいて国家行動を変えていることが実証されているのに、これを無視する点で誤っている。ある問題がどのように捉えられるかということ、並びに、対立と協力を規律する

規範は国家行動に大きく影響するのである。

われわれに、規範、意思決定手続き、より包括的な構造の部分としての政治的文脈について考えさせることによつて、レジーム分析は、一偏性に陥らないで現実主義、理想主義、法律万能主義を洞察する助けになる。さらに、われわれは、これらを一貫性を持つた一つのものとしてまとめなければならないのである。

しかしながら、レジーム分析は、われわれが知らないこと、あるいは他の方法で見つけ出すことのできないことについては何も語らない。したがつて、研究の真に新しい地平を開拓しないという批評家がいるが、あながち間違いではない。

レジーム分析は、われわれが「知つてゐる」ことを新たな見地から、より全体的な観点から見ることを許容する。その結果、慣れ親しめた題材についても重要なことを学ぶ場合がある。ネオリアリストのレジーム分析では、われわれは、合意された規則や手続きが、ある問題領域において国家行動にどう影響するのかとすることにセンシティブにならざるをえない。また、対立と協力の広範な統合的政治的分析に向かわしめるような有用な疑問をわれわれに提供してくれる。

それにもかかわらず、ネオリアリストのレジーム分析といえども、一つの非常に広範な見方、アプローチないし類型にすぎない。それは、一つのアプローチないし分析スタイルであり、いかなる意味においても理論ではない。レジーム分析は何よりも疑問の集まりである。この問題領域において協力と対立を支配する規範は、もしあるとすれば何か。相互依存を管理するためにはどのよつたな意思決定手続きが設定されてきたか。そうした規範および手続きはどの程度遵守されているか。換言すれば、その主な価値は、説明的というよりも、ヒューリスティックであり、組織的である。

本稿において私はレジーム「理論」をこのように使用してきたのであり、私の分析は人権のケースでその有用性を暗に実証するものである。究極的にはそれ自体のための実証である。しかし、レジーム分析は、それ自身では、他の問題領域ではなくて、ある特定の問題領域においてなぜレジームができるか、なぜ発展するのか、どのように発展するのかを説明できない。そのため、レジームについての一つの理論、あるいは、より現実的には、多元的な複数の理論が必要となる。

文献にはそつした理論のヒントや断片がある。「複雑な相互依存」や「騒然とした分野」などの概念は、レジームが生じやすい条件を詳しく述べている。<sup>(6)</sup>新機能統合理論の洞察の多く、特に、国家が国際機関に主権を移譲しやすい条件、および設立された機関の発展の機会についての新機能主義者たちの議論は、今後も価値をもち続けるように思われる。霸権の概念も、すでに論じたように有用であるように思われる。先の私の分析は、図々しくも、意識的にそつした業績に依拠したものである。

しかし、そつした理論的な断片をつなぎ合わせても、一つの問題領域にとつて一貫性をもつた一つの理論はできあがらない。さらに、われわれは理論的な混合が問題ことに、おそらく大きく異なることを期待するであろう。したがつて、レジーム分析が国際政治の一つの新しい「大理論」となる見込みはほとんどない。

しかし、それは、決定的な批判ではないし、深刻な批判ですらない。レジーム分析が部分的、そしてせいぜい準理論的な理解を提供するならば、それはかなりの分析的価値があるといえる。実際、レジーム分析の一つの読み方は、大理論に代わる意識的な、筋の通つた方法論としてである。したがつて、レジーム分析は大理論への不毛な試みであるという Suzanne·ストレンジの主張は、全くの見当違いである。<sup>(7)</sup>レジーム分析——私が本稿で用いたような種類の、少なくともネオリアリストのレジーム分析——は、プラグマティックな、具体的な問題に関

れる理論的な折衷主義を志向し、大理論を拒否するに拘つてゐる。

国際政治の分析家はなぜ国際レジームを見つめるべきなのか。国際政治は現実的であり、行動と結果に影響を及ぼすからであるというのが、それに対するはつきりした答えである。しかしながら、もう一つこれに関連して、レジームは現代の国際関係のますます断片化しつつある問題特定的性格を反映していると、「う答えがある。

世界は現実に、相互作用の多元的なチャネルをもつた世界になりつつあり、諸問題のヒエラルキーが崩れ、力の有効性が失われつつある。ますます多くなつてくる諸問題に取り組むことが国家に求められており、そのうちのますます多くの問題には、国際的協力と新たな形態の知識の応用が必要になつていて。そうであるとすれば、国際政治は今後いつそう断片的になり、国際協力もいつそう多様な形態をとるであろう。一国間外交の伝統的なメカニズムが相互依存の新たな問題や形式を語ることができるないことが明らかになるほど、それだけ国際政治は問題」とに多様化するであろう。国際関係のこの断片化現象は、レジーム分析という問題を特定したプログラマティックな折衷的アプローチを必要としているのである。

そつした比較的穩健な理論的熱望は活気づけとはならないかもしないが、われわれの知識の状態および国際関係の範囲と複雑さには適切であるようと思われる。レジーム分析は国際関係研究における究極の方法論ではない。しかし、たとえ、われわれが究極的にレジーム分析を越えて行かなければならぬとしても、レジーム分析は、特定の問題領域における国際協力の状態の深く徹底的な政治分析の方向に導く有用な枠組みを提供する」とがで述べる。

### 〈注〉

(1) この地位は、「本誌」第三六巻の一九八二年の春季特別号で証明されると同時にわんぱく、そつ強められた。

(2) しかしながら、国際レジーム概念の人権領域への適

用を試みたのは、本稿が最初でせな。John Gerald

Ruggie, "Human Rights and the Future International Community," *Deadline* 112 (Fall 1983), pp. 93-

110. が最初であると思へ。まだ、極端に主觀的ではあるが興味深い議論があらわす。Nicholas G.

Onuf and V. Spike Peterson, "Human Rights from

as International Regimes Perspective," *Journal of International Affairs* 38 (Winter 1984), pp. 329-42.

がね。レジーム概念を人権に取つてかぶ潤用した例として David P. Forsyth, "A New Human Rights Regime : What Significance?" (Paper presented at the Annual Conference of the International Studies Association, March 1981) がある。本稿の第一節、第一節において進むべく分析に大いに補足する最近の分析として Forsyth, "The United Nations and Human Rights, 1945-1985," *Political Science Quarterly* 100 (Summer 1985), pp. 249-70. を

ある(むいふむ、いれはレジームは焦点を絞つてゐるわけではなく)。

(3) Stephen D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequence : Regimes as Intervening Variables," *International Organization* 36 (Spring 1982), p. 185. 次々比較せよ。Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence : World Politics in Transition* (Boston : Little, Brown, 1977), p. 19. 後者では、レジームは「相互依存関係上統

繫を与える統制システム」、もつ正確には、ある問題領域において「行動を規則化」、その効果を制御する規則、規範、手続きのネットワーク」と定義される。

(4) しかしながら、実際には、政治経済がその概念を(米国の)政治学に導入した主要な源泉であるように思われる。過去一五年間で経済学において、特に外因為替および対外貿易政策との関連において、「レジーム」が標準的なタームになつたところ、「レジーム」が標準的なタームになつたところとも注目される。国際組織の分野での話は最初に使つたのは、John Gerard Ruggie, "International Responses to Technology : Concepts and Trends," *International Or-*

- (1) Keohane and Nye, *Power and Interdependence*, 1980。最近の議論はおもに二つの傾向に分かれ、法的基盤が尊重視されるべきであるとする立場と、法的基盤はおもに慣習や法の基盤が尊重視されるべきであるとする立場である。次を参照されよ。Friedrich Kratochwill, "On the Relevance of International Law," *Journal of International Affairs* 37 (Winter 1984), p. 344.
- (2) Susan Strange, "Cave! hic dragones : A Critique of Regime Analysis" *International Organization* 36 (Spring 1982), p. 486.
- (3) Krasner, "Structural Causes," pp. 189-94.
- (4) ハーバード大学の「ハーバード法學院」は、実際には、ハーバード・カロチャップの業績と識別されることが多い。ただし、ハーバード大学の「ハーバード法学院」で説明しているところによると、その出典を示す限りでは、ハーバード・カロチャップではない。Martin Wright, "Western Values in International Relations" and Hudley Bull, "The Grotian Conception of International Society," Herbert Butterfield and Martin Wright, eds., *Diplomatic Investigations* (Cambridge : Harvard University Press, 1986) を参照されたまことに。
- (5) Donald J. Puchala and Raymond F. Hopkins, "International Regimes : Lessons from Inductive Analysis," *International Organization* 36 (Spring 1982), pp. 246, 247. 参照されよ。Oran R. Young, "Regime Dynamics: The Rise and Fall of International Regimes," *International Organization* 36 (Spring 1982), pp. 277-97. 参照されよ。Oran R. Young, "International Regimes : Problems of Concept Formation," *World Politics* 32 (April 1980), pp. 331-56.
- (6) Arthur A. Stein, "Coordination and Collaboration Regimes in an Anarchic World," *International Organization* 36 (Spring 1982), pp. 299

-324. 参照されよ。Robert O. Keohane, "The Demand for International Regimes," *International Organization* 36 (Spring 1982), pp. 325-55.

(7) Keohane and Nye, *Power and Interdependence*, pp. 19-29 and passim. 参照されよ。Ernst B. Haas, "Why Collaborate? Issue Linkage and International Regimes," *World Politics* 32 (April 1980), pp. 357-405, and Haas, "Turbulent Fields and Theory of Regional Integration," *International Organization* 30 (Spring 1976), pp. 173-212.

(8) Haas, "Why Collaborate?" p. 358参照。この定義は、「グローバル的」読み方を許容するものであり、さへむか狭い定義であるが、クラスナーの定義と合致している。私の定義は、「結果が相対的な権力に基づくアントラジムによる規範」であるが、「規範」の存在するシームが存在するところを主張する。暗に（必要な場合には明記して）排除してあるところから、も述べておかねばならない。(たゞ、もはや状況は比較的予想しやすい規則性に関わるところが多い) が多くの「規範」は少くとも規範と同じく広がりをもつてゐる。あるやかないかの多く、「ゲームの規則」ばかりでなく、カントにおける「道徳規則」を考えてみよ。しかしながら、明瞭さに寄与するところが、少なくとも部分的にはクラスナーの権威に従おつてしまふ。したがって、国際人権のケースにおいては、派生すれば、規範はシームの分類されるからである。しかし、たゞ、たゞ、国際人権のケースにおいては、シームは存在しなかつた。」

この問題領域における国家権力を制限する国際的立場は、入れられた規範や手続にはなかなか互換可能なものとして使つてゐるに対し、クラスナーは、「原則」と「規範」を区別して、「事実」因果関係、公法や確認と「権利義務の関係」におこる定義された行動基準との区別してゐる。また、「規則」を「行動のための具体的な規定や禁止」として扱つてゐる。クラスナーによれば、「これは「原則」や「規範」よりも手続を変化につれて自身の議論の中で区別をつけて使つてゐるが、私には、特に「規則」のより大きな具体性をもつて「規範」と「規則」を区別する」とおこて、かなり恣意的であるように思われる。通常の語法では、「規則」は少なくとも規範と同じく広がりをもつてゐる。あるやかないかの多く、「ゲームの規則」ばかりでなく、カントにおける「道徳規則」を考えてみよ。しかしながら、明瞭さに寄与するところが、少なくとも部分的にはクラスナーの権威に従おつてしまふ。したがって、シームの規範的な原則（その意思決定手続きとは対照的に）の全範囲を意味するためには比較的中立な「規範」という用語を使おうと思つ。しかしながら

ら、私の目的- いふやうは、原則、規範、規則を区別する
クラスナーの定義は、重要ではある。

(13) 実際にはありそんにならが、論理的には、純粹に国

内的な基準をもつて国際レジームも可能である。重要な国際意思決定が完全な国内的基準設定を許容するより、重要な集合的決定となる場合がる。そのよろな「手続的」

「ルハーブ」は、その最も強力な形態においては、図1の右端下限を占むるであら。

(14) 疑いなく「高度な」タイプの意思決定は情報の交換とも関連がある。実際「高度な」意思決定はわれわ

程度の「低さ」意思決定において利用しうる権力を一般に包摂してくる。わいとむ「政策強調、促進化、情報交換の相対的な強さは、問題領域によつて異なる。」

国際的意思決定に関する同様の形態分類について、Haas、

次を見よ。Haas, "Turbulent Fields," p. 201, and Ruggie, "Responses to Technology," pp. 570-74.

(15) 次と比較する。Ernst B. Haas, "Regime Decay : Conflict Management and International Organizations, 1945-1981," *International Organizations* 37 (Spring 1983), p. 193.

(16) 国連総会決議 217A (III), 2200 (XXI). いだべるの決議は広く再録せんべく。たゞアーヴィング Louis B. Sohn

and Thomas Buergenthal, eds., *Basic Documents on International Protection of Human Rights* (Indianapolis : Bobbs-Merrill, 1973); Walter Laquer and Barry N. Rubin, eds., *The Human Rights Reader* (New York: New American Library, 1979); *Human Rights : A Compilation of International Instruments* (New York : UN, 1978); and Ian Brownlie, ed., *Basic Documents on Human Rights*, 2nd ed. (New York : Oxford University Press, 1981).

(17) リの整合性のよつて深く哲学的な基礎のかなり簡単に実証するためには、国際人権規範は個人の自立と平等の原理から発生してゐる。よつて、その議論の形をとつた「人間の尊厳」Rhoda Howard and Jack Donelly, "Human Rights, Human Dignity and Political Regimes," *American Political Science Review* 75 (1981), 110年あらゆる種類の人権は相互依存的であるといふ主張に対する重要な例外は、(一) 経済的および社会的権利は眞の意味での人権ではないとする議論が今でも時々、見ひれる。リバーモーリス・クランスマーハーは、(二) 人間の主張を焼き直す」とでキャリアを築いてゐる。彼の最近の議論について、"Are There Any

"Human Rights?" *Daedalus* 112 [Fall 1983], pp. 1-17。 (1) 第三世界やノートルの新規の中に、経済的および社会的権利の優位性を主張するためによくて人の権利の相互依存性が評価されない傾向がある。私は、これについての偏向論を批判で含めて、批判してくる。

Jack Donnelly, *The Concept of Human Rights* (London : Croom Helm, 1985), chap. 6. 42-43

"Recent Trends in UN Human Rights Activity :

Description and Polemic," *International Organization* 35 (Autumn 1981), pp. 633-55. 20 年代製議約

をもつて、人権の相互依存性について、

次とくに論じる。"The 'Full-Belly' Thesis : Should Economic Rights Take Priority over Civil and Political Rights?" *Human Rights Quarterly* 5 (November 1983); Jack Donnelly, "Human Rights and Development : Complementary or Competing Concerns?" *World Politics* 36 (January 1984), pp. 279-82. 私が権利の七つの区分が底へ廻へるが、正確

やあらむところ、より具体的であるふたつはほかに、

市民的・政治的権利と經濟的・社会的権利との二つ区分は、それが優位であるかとくつ誤った議論を導きがちであるからである。

(18) 世界人権宣言は慣習国際法の地位を獲得したといひふかるし、主張される場合がある。しかしながら、かかる法的な力も国家の実行にかかっているのであり、その宣言がは国連決議であるところ事実からはあつたく独立してくるのである。わいに、私が本稿で詳しく述べたように、リの規範的な力は強力な手続的に転換されてしまうこと。

(19) 参照金の一般的な活動について、次を見よ。

Farrokh Jhabvala, "The Practice of the Covenant's Human Rights Committee, 1976-82; Review of State

Party Reports," *Human Rights Quarterly* 6 (February 1984), pp. 81-106; and Dana d. Fischer,

"Reporting under the Covenant on Civil and Political Rights : The First Five Years of the Human Rights Committee," *American Journal of International Law* 76 (January 1982), pp. 142-53.

(20) たゞアーヴィングの報道は、「アーヴィングは国内封殺やもつて進んだ段階にあるため、市民は国際人権規約を援用する必要を感じてゐる」と主張してゐた(A/39/40 para.139)。トルカコフは「国際人権規約や規範は、たゞすべての権利および自由は適切な国内法によつてか、バーゲンしてゐる」と規約批准前に主張した(A/34/40,

para.112)° おた、モハガル代表は、委員会の委員の質問に答えて、モハガルでは拷問や残酷または非人道的な処遇にいたりれども一度も不満が出てこなこと諭ふしげに出張した (A/35/40, para. 108)°

- (21) Ton J. Zuidwijk, *Petitioning the United Nations* (Aldershot, England : Gower, 1982), p. 361. 規約は国家間の申しだぬたるに選択条項が命ねだらべ、一九八五年半ば現在で、一八か国が受諾してくるが、この手続きはこれまで一度も使われてこない° おた今後も利用される見込みはない。

- (22) 人権委員会の一九八〇年から八四年にかけての年次報告の付属資料を見よ (UN documents A/35/40.A/36/A/37/A/38/A/39/A/40)° カナダ、ローナン・ザイール、マハムルハヤ、イタリー、マダガスカル、モーリシャス、スウェーデンに関する通報に関する決定が出されている。
- (23) 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約は定期的な報告も要求している。この報告は、専門家グループによつてではなく、経済社会理事会の同規約実施作業部会によつて検討される。似たような手続きが用いられるが、それほど厳格なものではない。おた、同規約が即時実施ではなく漸進的実施を目的とする

は確実に同委員会にてて標準的な情報源となる。次も見よ。Dinah L. Shelton, "Individual Complaint and the Optional Protocol to the International Convention on Civil and Political Rights," in Hammum, *Human Rights Practice*. 」G. 委員会は一九四八年以來通報を「受領すべし」権限を与えられていても、これは留意すべしである。しかしながら、通報は議論されたり、それに基づいて行動がとられたりする」とがなことだぬ、この「権限」は一五〇〇年手続きが樹立されるおだはあいたく実際的な意義を持つてこなかつた。

- (25) 次を覗く° Antonio Cassese, "The Admissibility of Communications on Human Rights," *Revue des Droits de l'Homme / Human Rights Journal*, 5 (1972), pp. 375-93; and Zuidwijk, *Petitioning the United Nations*, pp. 30-39. 最初に事務局が通報を絶対して受け止める。監査請求も持ち込まれる前に、実態的な検討の価値があると思われる通報は小委員会の作業部会によつて検討される。Tolley, "The Concealed Crack," pp. 432-47. おまけ、したがって、ある申し立てが委員会にあて届くことは、相当には「あま」たケースでなければならぬ。おた、委員会への回付

が、通報における申立てが何らかのメリッテを有す場合が多い。

- (26) Tolley, "The Concealed Crack," Table 2.

- (27) 赤道ギニアのトーベリスティンの箇所など、Randall Fegley, "The UN Human Rights Commission : The Equatorial Guinea Case," *Human Rights Quarterly* 3 (February 1981), pp. 34-47. 審査は一度実施されたが、それは一五〇〇年手続きによるものではなくて、人権抑圧的なマハムル・マクドウガル政権が倒されればはじめて実施されたのでいた (報告書rapporteurの報告は UN document E/CN.4/1371 of 12 February 1980. おまけ)。 リトル・ベイ・セントマーチンの報告は Commission decisions 10 (XXX VI), 1984/109 and E/1980/13, E/1984/14 and E/1985/22. おまけ。

- (28) 最近の国連の法律活動や政治活動を概約したのが、UN documents E/CN.4/1984/23; E/CN.4/1985/9, 16, 30, 31, 32, 36; and Commission resolutions 1985/27, 30, 34. おまけ。
- (29) Keohane, "Demand for International Regimes."
- (30) Stephan D. Krasner, "United States Commercial

ての真剣な試みは有效地に排除されてしまつてこる。それに、市民権規約の選択議定書にあるもとの申立て手続きもない。作業部会の活動にてては、一次的な文獻は壁へてあるが、次のよう。 Kamleshwar Das, "United Nations Institutions and Procedures Founded on Conventions on Human Rights and Fundamental Freedoms," in Karel Vasak and Philip Alston, eds., *The International Dimensions of Human Rights* (Westport, Conn.: Greenwood, 1982), pp. 333-34, and Dana D. Fischer, "International Reporting Procedures," in Hurst Hannum, ed., *Guide to International Human Rights Practice* (Philadelphia : University of Pennsylvania Press, 1984), pp. 173-76.

and Monetary Policy: Unravelling the Paradox of External Strength and Internal Weakness," in Peter J. Katzenstein, ed., *Beyond Power and Plenty* (Madison: University of Wisconsin Press, 1978), p.52

- (31) 次を記す。C.A.Macartney, *National States and National Minorities* (London: Oxford University Press, 1934), pt.2; Lucy P. Mair, *The Protection of Minorities* (London: Chisphers, 1928); Inis L. Claude, Jr., *National Minorities: An International Problem* (Cambridge: Harvard University Press, 1955); and Julius Stone, *International Guarantees of Minority Rights* (London: Oxford University Press, 1932).
- (32) John P. Humphrey も、聯合国憲章 Human Rights and the United Nations: A Great Adventure (Dobbs Ferry, N.Y.: Transnational, 1984) 6-7頁で、第一章や、題記によると「第1次世界大戦の歴史」から語られており、次を記す。Louise Henkin, "Introduction," *The International Bill of Human Rights: The Convention on Civil and Political Rights* (New York: Columbia University Press, 1981), p. 3.
- (33) Keohane, "Demand for International Regimes," p.

- Rights, 1984), p. 312. いりに記した数字は、事務局に登録されたたった二つ見たものである。いの規約の適用範囲に該当しないことの理由で登録されない申し立てはかなりの数にはいる。ケーブルの詳細は、European Commission on Human Rights, *Decisions and Reports*で記されている。
- (34) *Stocktaking on the European Convention on Human Rights* (Strasbourg, 1982), Appendix D, Tables 3, 5, and Vasak, "Council of Europe," Table 16, 2. かく結論した。 *Stocktaking* 1984, pp. 312, 320-24. お読みください。
- (35) いの教訓は、人権を扱う国連の諸機関において見えたものである。いの規約の適用範囲に該当しないことの理由で登録されない申し立てはかなりの数にはいる。ケーブルの詳細は、European Commission on Human Rights, *Decisions and Reports*で記されている。
- (36) *Stocktaking on the European Convention on Human Rights* (Strasbourg, 1982), Appendix D, Tables 3, 5, and Vasak, "Council of Europe," Table 16, 2. かく結論した。 *Stocktaking* 1984, pp. 312, 320-24. お読みください。
- (37) いの教訓は、人権を扱う国連の諸機関において見えたものである。政治性の強さのから順に並ぶ。主要機関としては、国連総会（特に第三委員会）および経済社会理事会、人権委員会および経済社会理事会の作業部会、人権専門委員会およびその下部部会となる。いのうち最後の一いつの機関は、「いずれも専門家が個人の資格で活動してくる機関であるが、それぞれ最も強力な（監視）権限をもつとしてくる機関である。独立した専門家がいるほんどの国は、個人の資格で仕える機関から、当初規定されてきたように、理事会

334.

- (34) 私は、「欧洲人権ノジャーイ」と云ふ言葉をいれらの文書の中で確立された規範および手続きに限定して用ひる。いの定義は、ヨーロッパ共同体の人権活動およぶハルシキ最終宣言の人権規定——されど弱く、革新的でなく、実体的、手続き的に周辺的なものであるを含む。ヨーロッパ共同体にてこてば、たゞヨーロッパ共同体によるものである。ヨーロッパ共同体の次を記す。Pierre Pescatore, "The Context and Significance of Fundamental Rights in the Law of the European Communities," *Human Rights Law Journal* 2 (December 1981), pp. 295-308. 以下ノハーベルト・ラスカル・ヒギンス、ヨーロッパ人権条約の意義について、次を記す。Rosalyn Higgins, "The European Convention on Human Rights," in Theodor Meron, ed., *Human Rights in International Law: Legal and Policy Issues* (Oxford: Clarendon, 1984), and Karel Vasak, "The Council of Europe," in Vasak and Alston, *International Dimensions*.
- (35) European Commission on Human Rights, *Stocktaking on the European Convention on Human Rights, The First Thirty Years: 1954 until 1984* (Strasbourg: European Commission on Human

- によつて選抜された国家代表からなる機関へと人権委員会を転換する」とを決めた経済社会理事会決議に（決議九（VI））よつてこゝそつ困惑してくる。
- (36) ヨーロッパ人権条約の当時國は一九の権利の包括的なリストに同意しており、「一重の最低浮動点」のルールにしたがつて各國が個別に選抜したこれらの権利によって法的に拘束されることに同意しなければならない。ヨーロッパルは、七つの基本的権利——働く権利、團結権、団体交渉権、社会保障を受ける権利、社会的、經濟的援助を受ける権利、家族が社会的、法的、經濟的保護を受ける家族の権利、保護および援助を受ける移民労働者およびその家族の権利——のうちの五つ、ならびに全部で（一九あるうちの）一〇の条項あることは（六八あるうちの）四五の項目を受け入れなければならない。そつした複雑さは「経済的な格差を考慮に入れながら、社会的分野における政治的統一を示すたゞともハヨーロッパ理事会が加盟国の思ふを表わすやう」(Vasak, "Council of Europe," p. 538)。
- (37) Ralph Beddoe, *Human Rights and Europe: A Study of the Machinery of Human Rights Protection of the Council of Europe*, 2d ed. (London: Sweet & Maxwell, 1980), pp. 174, 175.

(40) 特に興味深く間接的な議論は新たな、名詞など

一口で、諸國の憲法は、規範の範囲で

≈° 次を記す。Christian Starch, "Europe's Funda-

mental Rights in Their Newest Garb," *Human*

*Rights Law Journal* 3 (1982), pp. 103-104.

(41) 米国スル一、その議論は、Thomas Buergenthal

と Robert E. Norris, *Human Rights: Inter-American System*, 3vols (Dobbs Ferry, N.Y.:Oceana, 1982 -84 and updates), 4-5 頁を参照されよ。Thomas

Buergenthal, "The Inter-American System for the Protection of Human Rights," in Meron, *International Law*.

(42) 利用できる権限ある機関の中に可能ならず、議論によれば、人権法律家たるに対する抑制は、議論の強化を許すものである。次を記す。Robert E. Norris, "The Individual Petition Procedure for the Inter-American System for the Protection of Human Rights," p. 127.

(43) これは別途立てられた裁判所による裁判を併設しておられる。Stephan D. Krasner, "State Power and the Structure of International

Trade," *World Politics* 28 (April 1976), pp. 317-47;

Robert O. Keohane, "The Theory of Hegemonic Stability and Changes in International Regimes," in Ole R. Holsti, Randolph M. Siverson, and Alexander L. George, eds, *Change in the International System* (Boulder : Westview, 1981), pp. 131-62.

≈° それでは、Arthure A. Stein, "The Hegemon's Dilemma : Great Britain, the United States, and the International Economic Order," *International Organization* 38 (Spring 1984) pp. 335 -86 ; David A. Lake, "Beneath the Commerce of Nations : A Theory of International Economic Structures," *International Studies Quarterly* (June 1984), pp. 143-70) ; and Timothy J. McKeown,

"Hegemonic Stability and 19-Century Tariff Levels in Europe," *International Organization* 37 (Winter 1983), pp. 73-91. これは別途議論の際に述べたが、Robert O. Keohane, *After Hegemony* (Princeton: Princeton University Press, 1984),

(44) これは別途立てられた裁判所による裁判を併設しておられる。Richard Gitterman, "The Banjul Charter on Human and People's Rights: A Legal Analysis," on Human and People's Rights: A Legal Analysis,"

in Claude E. Welch, Jr., and Ronald I. Meltzer, eds., *Human Rights and Development in Africa* (Albany: State University of New York Press, 1984). 次を記す。

≈° Edward Kannyo, "The Banjul Charter on Human and People's Rights : Genesis and Political Background," in Welch and Meltzer, *Human Rights and Development*; and Olusola Ojo and Amadu Sesay, "The O.A.U. and Human Rights: Prospects for the 1980s Beyond," *Human Rights Quarterly* 8 (February 1986), pp. 89-103.

(45) しかし、個人の不可譲の権利）と人民の権利を、今となっては、この区別は、何よりも明確かするのに役立つ。対照的に、国連の憲典や世人の権利は、普通、単に新しい世代の人権として扱われる。これが、これまでの権利はも離れないが、それがした誤りた傾向立つべきだ。Jack Donnelly, "In Search of the Unicorn : The Jurisprudence and Politics of the Right to Development," *California Western International Law Journal* 15 (Summer 1985), pp. 473-509.

(46) ≈° Hiroko Yamane, "Asia and Human Rights," in Vasak and Alston, *International Dimensions*, p. 664. ≈° A/37/422, Annex and General Assembly resolution 39/116.

(47) A. H. Robertson, *Human Rights in the World*, 2d ed. (New York : St. Martin's, 1982), p. 164.

(48) B. Boutros-Gali, "The League of Arab States," in Vasak and Alston, *International Dimensions*, pp. 577-81.

(49) ≈° Ernst B. Hass, *Human Rights and International Action* (Stanford : Stanford University Press, 1970) ; Nicolas Valticos, "The International Labour Organization," in Vasak and Alston, *International Dimensions*; Lee Swesson, "Human Rights Complaint Procedure of the International Labour Organization," in Hamann, *Human Rights Practice*; Ernst B. Hass, *Beyond the Nation States* (Stanford : Stanford University Press, 1964), chaps. 9, 11, and 12; and Francis Wolf, "Human Rights and the International Labour Organization," in Meron,

(50) 国家間の申し立てのための手続きは確立しているが、ほとんど利用されていない。これよりもっと重要なのは、規約八七および九八の下で生じる結社の自由のための特別申し立ての手続きである。この手続きは、国

内的、国際的な労働組合から申し立てを通して機能している。この申し立ては、結社の自由に関する常設委員会によって検討される。次を見よ。Ernst B. Hass, *Beyond the Nation States*, chap. 12.

(51) 第四条が人種的な反感や差別を扇動するような表現および結社の抑制を規定してくることは閣する論争があるために、この規約の重要な点へ受け入れられた実態的な規定をわかりにくくなることがあつてはならない。

(52) 国連の人権諸機関において女性の権利に対する陰険な侮辱は今でも絶えていない。たとえば、事務局が家族別居の通報を一女性の問題だけではないのに一女性の地位委員会へ回付する（E/1984/15, para. 69 参見よ）。また、人権小委員会が、選択議定書の下で審議される問題として、家族生活と性差別の問題をおもむ

テ・ン・カ・ー・ト・エ・リ・ス・ル・ハ・ド・ル（A/39/40 参照）。(53) 以降の議題は Margaret E. Galey, "International Enforcement of Women's Rights," *Human Rights*

Quarterly 6 (November 1984), pp. 463-90 に述べられるが大きい。特に、手続きはこのように、それに一九八四年の春以来現在までの推移について詳しく述べる。Natalie Kauffman Hevener, "An Analysis of Gender-based Treaty Law: Contemporary Developments in Historical Perspective," *Human Rights Quarterly* 8 (February 1986), pp. 70-78; and Laura Reanda, "Human Rights and Women's Rights: The United Nations Approach," *Human Rights Quarterly* 3 (May 1981), pp. 11-31.

(54) 通報手続きの発展については Galey, "International Enforcement," pp. 465-75 を観る。一九八四年、通報に関する作業部会は一一〇の通報を検討し、「拘留中の女性に対する加えられる身体的な暴力」（E/1984/15, para. 70）についての通報における驚くべき傾向に対し、委員会の注意を引き受けた。

(55) Ibid., p. 487.

(56) 看護に関する分析に関しては、次のとおり。Quintin Hoare and Geoffrey Nowell Smith, eds., *Selections from the Prison Notebooks of Antonio Gramsci* (New York: International Publishers, 1971), pp. 52-65, 76-84, 102-6, 169-8, 210, 228-29, and

passim. 看護の安定については、前注（43）を見よ。Keohane, *After Hegemony* が、少なくともクラムンに言及しているが、これは看護の安定についての文献の中では明らかに例外に属するものである。また、ロバーツは看護のイデオロギー的なし超構造的側面には相対的にわずかな注意しか向けていない。この側面こそ、以前支配的であった国家が凋落する間における確立されたレジームの維持、ならびに一つの国家が行使していく支配的な物理的力がない場合におけるレジームの創設を説明するのに特に重要であるように思われる。人権レジームの基礎にある相互依存の非実体性は看護の側面を特徴づける最も重要な点であるといふべきである。

(57) Stein, "The Hegemon's Dilemma," pp. 364-66;

John Gerard Ruggie, "International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order," *International Organization* 36 (Spring 1982), pp. 379-415.

(58) 看護的な理念は何よりもたらされるかは、いわゆるわれわれの考察範囲を優に越える問題であるが、興味深い重要な問題である。グラムシは、物質的な生産力と発展と、歴史と人間行動の、主として偶然的で

局地的な要因とが結合したといふから看護は生起すると指摘している。人権の場合は、科学技術によって相互依存が深めまる一方で、ヒットラーの衝撃によつて結晶化された国内政治の正当性基準が変化していくたよなプロセスの産物であると見ることができるやあね。

(59) Strange, "Cave! hic dragones," p. 480.

(60) このことは、最も優れた最近の法学に関する文献のほとんどはこの中でもある。それには、まだたく政治を無視しておらず。たとえば、Hannum, *Human Rights Practice* および Merton, *International Law* などの分野における代表する一流のアメリカの法律家らの業績を代表する優れた著作であるが、法を政治との関係において捉えて、考察していく。マクドゥガルをはじめとするその一派の世界公秩序アプローチであるが、明示的に政策を志向したものであるが、国内政治にも国際政治にも明確にばらんと注意を払っていなる。たとえば、このアプローチを人権に応用した代表的として、次を見よ。Myres McDougal, Harold Laswell, and Lung-chu Chen, *Human Rights and World Public Order* (New Haven: Yale University Press, 1980).

(61) 前注(19)を貰ふ。

(62) Strange, "Cavel hic dragones," p. 480.

云々せり。Jack Donnelly, "International Human Rights:

A Regime Analysis," *International Organization*, Vol.

40, No. 3 (Summer, 1986), pp. 599-642を訳出したゆえん

ある。情報の古くなつた箇所には、訳注を付した。

(訳注1) 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際

規約」を批准した国は一二九か国、「市民的及び政

治的権利に関する国際規約」を批准した国は一二

六か国に達している(一九九四年六月現在)。

(訳注2) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選

択議定書」は七八か国が批准している(一九九四

年六月現在)。

(訳注3) 米州人権条約の締約国は一一一か国で、このうち

一一か国が裁判所の管轄権を受諾している(一九九一年三月現在)。米国は一九七七年六月に署名し

たが、まだ批准していない。

(訳注4) ベンジャミン・ハーリー憲章は一九八六年一〇月に発効し、

二十六か国が締約国となつてゐる。

(訳注5) 一九九三年末までに一三〇か国が批准している。

(訳注6) 訳注2を参照。

(訳注7) 米国は一九八八年一一月にシェノサイド条約を

批准した。国際人権規約については、一九九二年

六月に「市民的及び政治的権利に関する国際規

約」を批准しているにすぎない(一九九一年六月

批准)。